

2. 中心市街地の位置及び区域

[1]位置

位置設定の考え方

本市は、二荒山神社の門前町として、さらに江戸時代には、日光街道と奥州街道の追分の地でもあったことから、交通の要衝地として賑わいを見せるとともに、日光社参の宿城であり、関東七名城のひとつとして数えられた宇都宮城の城下町として発展してきた。

現代においても、国や県の行政機関や商業・サービス業に加え、業務分野における本支店機能といった多くの都市機能が集積する栃木県の県都であるとともに、南北には東北新幹線や東北自動車道が貫き、東西には北関東自動車道が開通する等、広域圏での交通要衝都市としても発展を続けている。

このような背景から、中心市街地の位置の設定については、二荒山神社と宇都宮城址公園、東武宇都宮駅を包含する地域と、広域圏での交通要衝拠点となるJR宇都宮駅を核とする地域、及びその2つの地域を結ぶ軸とその周辺地域を中心市街地と設定する。

＜位置図＞



[2]区域

区域設定の考え方

(1) 区域についての基本的な考え方

本市は、グランドデザインに示している 320ha の区域において、おおよそ 30 年間の長期ビジョンのもと、「2 核 2 軸」の都市構造を実現し、賑わいと多様性のある中心市街地とすべく、官民協働による活性化施策に取り組んできた。

本基本計画においても、このグランドデザインで位置づける都市構造を踏襲しつつ、活性化事業をより戦略的かつ効果的に実施するため、選択と集中の観点から、本基本計画の計画期間内に活性化事業を実施する区域へと限定する。

このような考え方のもと、本基本計画においては、以下の区域を中心市街地として設定する。

なお、区域の境界については、事業のフォローアップ時に必要なデータ分析や市民への分かりやすさを考慮し、町丁目境を基本とし、道路や河川といった構造物で区切ることとする。

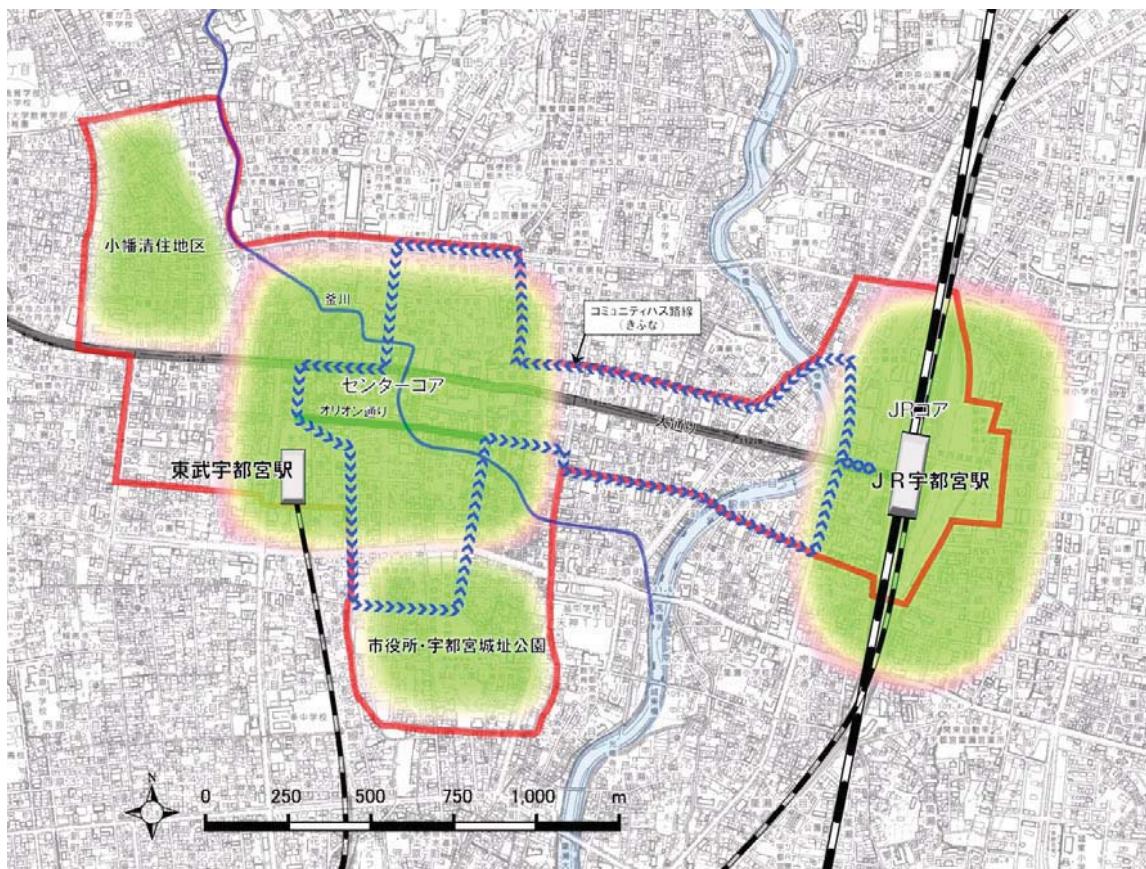
(2) 計画区域の範囲

- ① オリオン通りを中心とする事業実施区域（センターコア内）
；泉町、本町、塙田二丁目、馬場通り一丁目、馬場通り二丁目、馬場通り三丁目、馬場通り四丁目、伝馬町、池上町、江野町、曲師町、二荒町、西一丁目、宮園町、中央一丁目、中央本町、中央五丁目
- ② JR 宇都宮駅東口及び西口における事業実施区域（JR コア内）
；今泉一丁目、駅前通り一丁目、駅前通り二丁目、駅前通り三丁目、宮みらい、川向町の一部
- ③ 市役所・宇都宮城址公園
；旭一丁目、本丸町、中央二丁目、中央三丁目
- ④ 小幡清住地区土地区画整理事業区域
；清住一丁目、清住二丁目、小幡一丁目
- ⑤ コア同士をつなぐ軸（大通り、コミュニティバス路線）
；大通り一丁目、大通り二丁目、大通り三丁目、大通り四丁目、一番町

(3) 区域の面積

約 168 h a

<区域図> 約 168 h a



[3]中心市街地要件に適合していることの説明

| 要 件 | 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---------|-------|----|------|------|-----|-------|-------|---------|-------|--------|-------|-----------------------|---------|---------|-------|---------------|--------|---------|-------|--|-------|----|------|------|-------|--------|-------|---------|--------|---------|-------|------------|-----|-----|-------|--------|-------|-------|-------|
| 第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。 | <p>○相当程度の小売商業機能が集積</p> <p>全市に占める中心市街地の商業機能の割合は、事業所数で17.9%，従業者数で14.0%，売場面積で16.0%，小売業年間販売額で14.0%となっており、小売の商業機能が相当程度集積している。</p> <p>□商業機能の対全市シェア（平成19年商業統計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地</th> <th>全市</th> <th>対市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td>757</td> <td>4,219</td> <td>17.9%</td> </tr> <tr> <td>従業者数（人）</td> <td>4,581</td> <td>32,656</td> <td>14.0%</td> </tr> <tr> <td>売場面積（m²）</td> <td>120,115</td> <td>750,288</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>小売業年間販売額（百万円）</td> <td>93,673</td> <td>667,457</td> <td>14.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○金融・保険業をはじめとする業務機能が集積</p> <p>本市の業務機能については、全市の13.5%の事業所が中心市街地に集積し、従業者も13.2%が中心市街地で従事している。特に、金融・保険業については、全市の35.1%の事業所が集積していることから、当該区域である中心市街地が本市経済の中心的役割を果たしていることが分かる。</p> <p>□業務機能の対全市シェア（平成18年事業所・企業統計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中心市街地</th> <th>全市</th> <th>対市割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td>2,794</td> <td>20,722</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>従業者数（人）</td> <td>29,519</td> <td>223,601</td> <td>13.2%</td> </tr> <tr> <td>金融・保険業事業所数</td> <td>140</td> <td>399</td> <td>35.1%</td> </tr> <tr> <td>〃 従業者数</td> <td>3,544</td> <td>7,553</td> <td>46.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○公共公益施設が集積</p> <p>広域圏での交通要衝拠点となるJR宇都宮駅や東武宇都宮駅とともに、宇都宮市役所や栃木県庁（合同庁舎）といった行政機関のほか、宇都宮共和国大学や各種専門学校の教育機関に加え、宇都宮中央病院や宇都宮記念病院といった医療機関が集積している。</p> | | 中心市街地 | 全市 | 対市割合 | 事業所数 | 757 | 4,219 | 17.9% | 従業者数（人） | 4,581 | 32,656 | 14.0% | 売場面積（m ² ） | 120,115 | 750,288 | 16.0% | 小売業年間販売額（百万円） | 93,673 | 667,457 | 14.0% | | 中心市街地 | 全市 | 対市割合 | 事業所数 | 2,794 | 20,722 | 13.5% | 従業者数（人） | 29,519 | 223,601 | 13.2% | 金融・保険業事業所数 | 140 | 399 | 35.1% | 〃 従業者数 | 3,544 | 7,553 | 46.9% |
| | 中心市街地 | 全市 | 対市割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所数 | 757 | 4,219 | 17.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業者数（人） | 4,581 | 32,656 | 14.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売場面積（m ² ） | 120,115 | 750,288 | 16.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小売業年間販売額（百万円） | 93,673 | 667,457 | 14.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中心市街地 | 全市 | 対市割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所数 | 2,794 | 20,722 | 13.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業者数（人） | 29,519 | 223,601 | 13.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融・保険業事業所数 | 140 | 399 | 35.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃 従業者数 | 3,544 | 7,553 | 46.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| |  |
| 第2号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生じるおそれがあると認められる市街地であること。 | <p>○商業集積機能が低下している。</p> <p>商業統計調査によると、小売業事業所数は昭和 63 年から平成 19 年にかけて 212 店減少している。</p> <p>また、小売業従業者数については、市全体で増加傾向であるのに対し、中心市街地では減少を続けている。ピーク時の平成 3 年から平成 19 年にかけては 2,102 人減少しており、中心市街地のシェアも、24.4%から 14.0% にまで落ち込んでいる。</p> <p>市全体の小売業売場面積は、平成 9 年から平成 19 年までに約 16 万 m² 増加しているが、同期間に中心市街地においては一貫して減少しており、全市におけるシェアも 26.8% から 16.0% まで低下している。</p> <p>中心市街地の小売業年間商品販売額では、平成 9 年の約 1,517 億円をピークに、平成 19 年には約 937 億円と約 62% まで落ち込んでおり、市内全域におけるシェアも、平成 9 年には 21.2% を占めていたが、平成 19 年には 14.0% と減少している。</p> <p>○商店街における低未利用地の増加が見られる。</p> <p>ここ数年の空き店舗数は 100 件前後と高止まりしているとともに、空き店舗面積も平成 20 年には 15,000 m² を超える規模となり、大型の空き店舗が目立つようになっている。</p> <p>また、近年では、空き店舗から時間貸し駐車場への転換も顕著であり、調査年次から一貫して総面積と箇所数は増加傾向にあったが、特に、平成 13 年の 103 箇所から、平成 18 年には 175 箇所と急増しており、商店街特有の「集積の利益」の低下や連續性の分断による景観の損失等が懸念されている。</p> |

| | <p>○業務機能における集積も低下傾向にある。</p> <p>中心市街地の事業所数については、平成8年から平成18年にかけて、915事業所が減少し、全市における比率も1.4%低下した。</p> <p>従業者数については、平成8年の37,705人をピークに減少に転じ、平成16年には27,000人を下回るなど大幅に減少している。</p> <p>しかしながら、平成16年から18年にかけては、回復の兆しも見られることから、さらなる業務機能の集積を促進し、経済の中心地としての活力低下に歯止めをかける必要がある。</p> <p>○目抜き通りの歩行者通行量が減少している。</p> <p>平成21年の調査において、オリオン通りやユニオン通りといった目抜き通りにおいては、大幅な歩行者通行量の減少が目立つ。</p> <p>□目抜き通りの歩行者通行量（商店街通行量調査（日曜日））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成9年</th><th>平成21年</th><th>H21/H9</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オリオン通り（オリオンスクエア前）</td><td>24,970</td><td>9,611</td><td>38.5%</td></tr> <tr> <td>ユニオン通り（F E S前）</td><td>4,764</td><td>2,626</td><td>55.1%</td></tr> </tbody> </table> <p>以上のように、当該市街地は、商業や業務機能の低下が懸念されるとともに、空き店舗や時間貸し駐車場の増加に見られる低未利用地の増加が際立つ状況となっている。</p> <p>このような状況を反映し、歩行者通行量も著しく減少し、市民の中心市街地離れが目立つことから、機能的な都市活動の確保及び経済活力の維持に支障を生じるおそれがある。</p> | | 平成9年 | 平成21年 | H21/H9 | オリオン通り（オリオンスクエア前） | 24,970 | 9,611 | 38.5% | ユニオン通り（F E S前） | 4,764 | 2,626 | 55.1% |
|--|---|-------|--------|-------|--------|-------------------|--------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | 平成9年 | 平成21年 | H21/H9 | | | | | | | | | | |
| オリオン通り（オリオンスクエア前） | 24,970 | 9,611 | 38.5% | | | | | | | | | | |
| ユニオン通り（F E S前） | 4,764 | 2,626 | 55.1% | | | | | | | | | | |
| 第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周 | <p>○上位計画との整合性</p> <p>①宇都宮市総合計画</p> <p>第5次となる総合計画においては、将来の望ましい都市の形成に向けて、『土地利用の適正化』と『拠点化の促進』により、都市の「コンパクト化（集約化）」を図るとともに、拠点間における機能連携・補完、他圏域との広域的連携のための軸を形成・強化する等、『ネットワーク化（連携）』を促進し、これから的人口規模・構造や都市活動に見合った都市の姿である、「ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）」の形成を目指している。</p> <p>中心市街地は、その中枢となる「都市拠点」として位置づけられており、『土地利用の適正化』と『拠点化の促進』を図るため、都市文化の創造と発信としての拠点や高度な都市機能を備える商業・業務地としての形成が求められている。</p> | | | | | | | | | | | | |

辺の地域の
発展にとつて有効かつ
適切である
と認められ
ること。

②第2次都市計画マスタープラン

商業業務機能や行政機能、交流機能をはじめとした諸機能が集積する中心市街地を、広域都市圏の中核となる「都心拠点」として位置付ける。

都心拠点では、複合的で高度な土地利用を促進し、歴史・文化を踏まえた風格と魅力ある空間形成や人と環境に優しい交通環境の整備、多様なニーズに応じた生活環境の形成などにより、広域的に人、もの、情報が集積・交流する本市の顔となるまちづくりを行う。

都心商業業務地は、市街地再開発事業などにより土地の高度利用を図りながら、建物の共同化や商業業務施設と公共施設との一体整備、商業業務機能と調和した都市型の中高層住宅の立地誘導を進めるほか、JR宇都宮駅周辺は、本市の玄関口として、交通結節機能や交流機能を強化する。

また、広域的な商業・業務機能を核とした文化、行政、交流など多様な機能の集積促進と、出店促進をはじめとした中心市街地の活性化を図りながら、魅力ある商業地としての形成を図る。さらに、宇都宮城址公園を核とした風格のある景観や、中心商店街を核とした賑わいと活力の感じられる景観形成を図るとともに、市民の交流、活動、憩いの場の整備による回遊性の創出など、本市の顔として魅力的で賑わいのある都市空間を形成する。

○市および周辺への波及効果

当該市街地は、県内随一の商業・業務の集積地であり、古くから交通の要衝地でもあることから、高い求心力を有している。

①通勤・通学圏

宇都宮市および宇都宮市の周辺市町に常住する通勤・通学者の内、宇都宮市内に通勤・通学する人口は約112万人で、栃木県の総人口の約55%を占めている。

②商圈

平成16年の栃木県による地域購買動向調査によると、第3次商圈（吸収率10%以上20%未満）までを含めた吸収人口は約61万人であり、県人口の30%を占めている。

③人口・世帯数

平成21年3月末時点での、栃木県に占める人口及び世帯数の割合は、それぞれ25.2%，36.1%となっており、通勤・通学圏や商圈の吸引性のみならず、人口等の集積においても、県都としての高い求心力が伺える。

以上のように、当該市街地は、「ネットワーク型コンパクトシティ」の中枢となる都市拠点として、商業・業務に加え、様々な都市機能の集積を図ることにより、本市の持続的発展に資する拠点となる役割を担っている。

さらに、本市は栃木県の県都として、通勤や通学圏、さらには商圏においても中心的な役割を担っていることから、当該市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することは、本市及びその周辺地域の発展にとっても有効かつ適切である。

なお、近年の世界的な経済不況により、本市のみならず、栃木県内において、相次いで大手製造業の工場閉鎖や事業縮小の動きが続いている。いずれも世界的な景気後退による市場環境の悪化や生産性の効率化等が理由として挙げられているが、工業県としての空洞化が懸念されているところである。

このように商業のみならず、業務や工業分野において選ばれる「県」となるためには、栃木県全体を牽引していく経済の中心地である県都の活力や魅力向上が欠かせない。

このような観点からも、広域圏における中心性や拠点性を高め、商業や業務等の吸引力を高めていくことは、本市の発展にとどまらず、県都として、栃木県の発展にとっても有効かつ適切なものである。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

(1) 中心市街地活性化における将来像

本市においては、これまでの施策事業の取組から、その原因や課題を整理し、その課題が解決された中心市街地の姿を、将来像及び目標として設定する。

その実現へ向け、本市の取組姿勢（基本方針）に基づく「活性化戦略」と「基盤形成戦略」を位置づけ、活性化事業を的確かつ効果的に展開し、目標達成を目指す。

その目指すべき姿である中心市街地の将来像を以下のように定める。

宇都宮市中心市街地活性化基本計画における将来像

宇都宮ならではの「楽しさ」を味わう中心市街地 ～市民が愛する・誇れるまちなかへ～

本市中心市街地は、本市ひいては県の顔となる市街地である。そこでは、本市ならではの食や伝統文化、歴史資源さらにはプロスポーツといった宇都宮らしさを味わうことができ、かつ、様々な視点からの“おもてなし”により、誰もが快適に楽しく時を過ごせるまちづくりを実現し、市民が中心市街地に対して愛着や誇りを感じることができる。

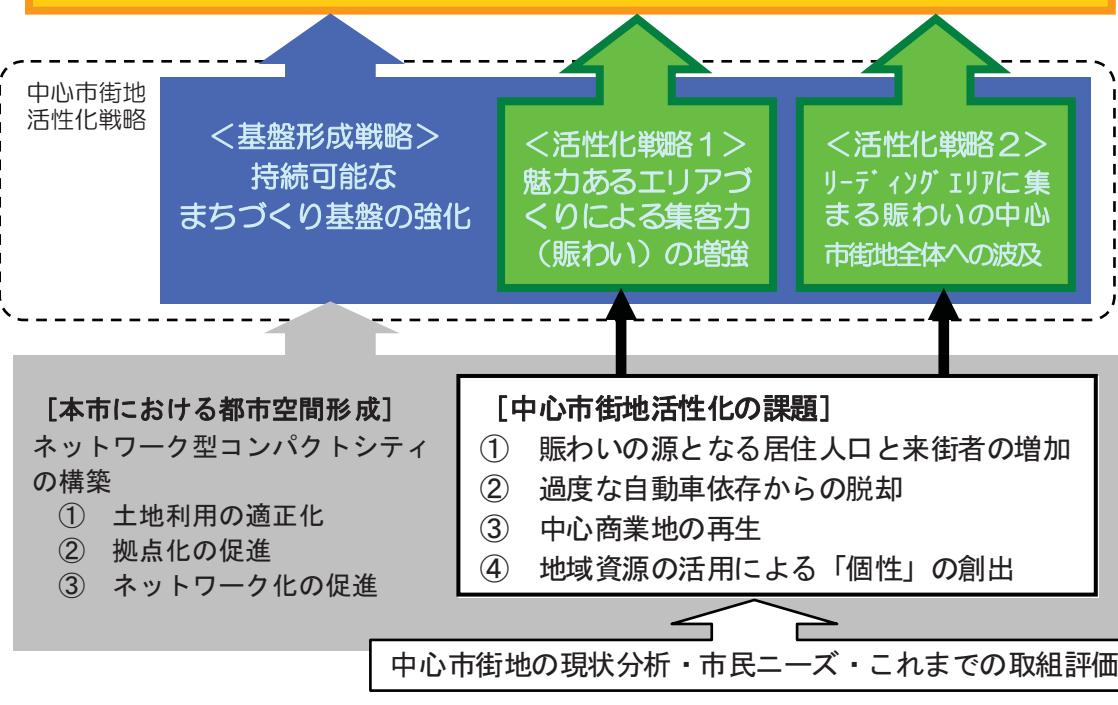
◆ 将来像達成に向けた戦略と目標

<将来像> 宇都宮ならではの「楽しさ」を味わう中心市街地 ～市民が愛する・誇れるまちなかへ～

目標1：商業地が様々な顔を持つ賑わいのあるまち ～集客～

目標2：様々な人々が行き交うまち ～回遊～

目標3：便利で快適な住みたいまち ～居住～



(2) 中心市街地活性化戦略

中心市街地活性化への課題を克服し、本市中心市街地の目指す将来像を実現するためには、一体的な活性化事業の推進が必要となる。そのために、本市の取組姿勢となる基本方針のもと、中心市街地の具体的活性化方策である＜活性化戦略＞と持続可能なまちづくりの形成を目指す＜基盤形成戦略＞を位置づけ、活性化事業の効果的かつ着実な推進を図る。

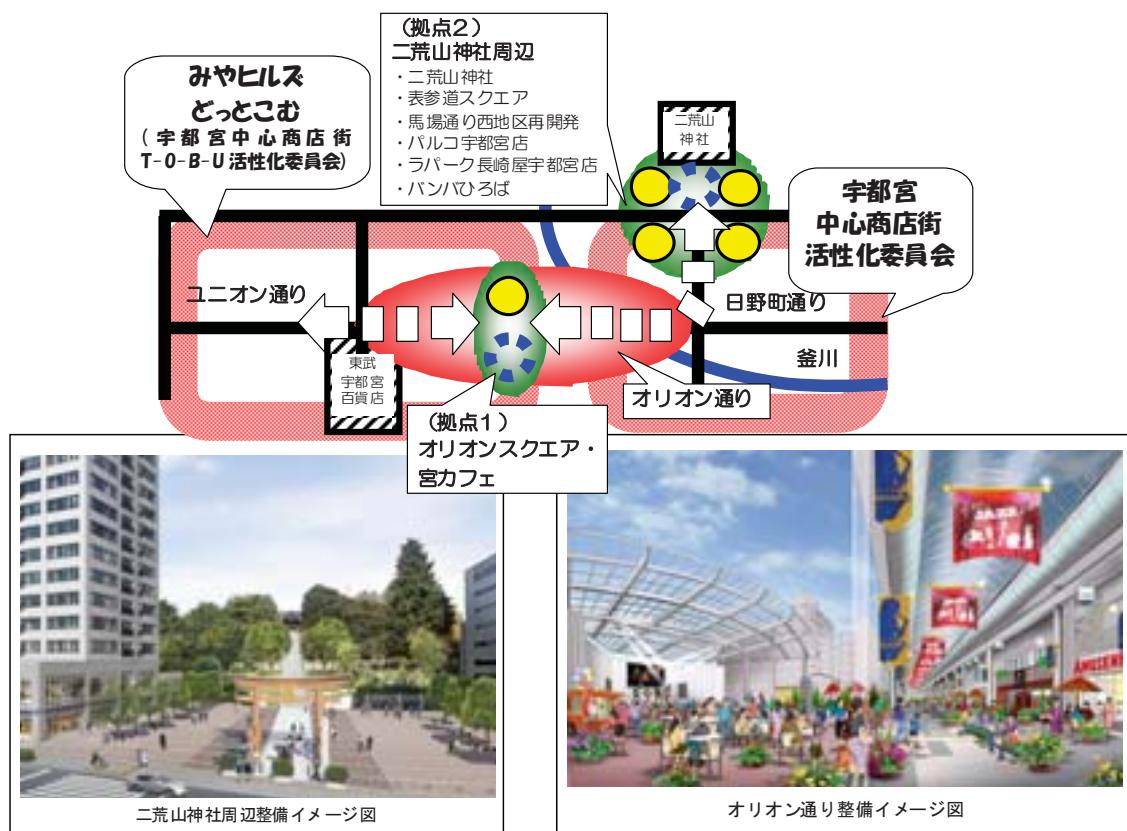
●活性化戦略1：魅力あるエリアづくりによる集客力（賑わい）の増強

＜活性化戦略1の基本的な考え方＞

中心商業地においては、求心力が低下してきているものの、オリオン通りや東武宇都宮百貨店宇都宮店、パルコ宇都宮店といったセンターコアに立地する商業施設においては、一定の集客力を有し、本市の賑わいの中心となっている。

今後の活性化に向けた戦略においては、その集客力を生かし、さらなる賑わいの創出を図るため、単なる商業の活性化に止まらず、文化・情報発信といった視点を導入する事業をハード・ソフト両面から取り組み、市民または居住者、来街者にとっても魅力的な「エリア」としての集客力を増強させていく。また、今後5年間の中で活性化事業に取り組むこのエリアを「リーディングエリア」と位置づけ、オリオン通りを中心としてオリオンスクエアや二荒山神社周辺の拠点を強化し、一体的な「エリア」としての魅力づくりに取り組む。

＜活性化戦略1イメージ図＞



○活性化施策1－1：オリオン通りと2つの拠点によるリーディングエリアづくり

オリオン通り

オリオン通りは、本市を代表する商店街であり、かつては県内・北関東圏内にも及ぶ集客力を有していた。近年、モータリゼーションの進展や郊外への大規模集客施設の進出等により、空き店舗が増加するなど求心力が低下してきているが、本市中心市街地においては商業機能や来街者が集中する極めて重要な存在である。本基本計画では、「オリオン通り商店街振興組合未来創生事業」や「中心商店街活性化支援事業」といった空き店舗対策等の商業活性化事業に加え、「おもてなし休憩施設設置事業」による商業以外の機能についても強化していく。

これらの事業に取り組み、文化・情報の発信拠点としての性格や買い物途中での休憩など、憩える場所としての性格を加え、単なる商業店舗の集合体に止まらない商店街を目指し、郊外との差別化を図る。

（拠点1）オリオンスクエア・宮カフェ

・オリオンスクエア

オリオンスクエアは、オリオン通りのほぼ中央に位置し、休日を中心として各種イベントやプロスポーツチームの交流会等が開催されるなど、拠点広場としての活用が図られている。今後はさらに、「大型映像装置を活用した賑わい創出事業」に取り組み、プロスポーツのパブリックビューイングや商店街情報の提供、地元メディアによるコンテンツ配信といった、一層の集客力向上策に加え、「滞留」拠点としての活用も図る。

・宮カフェ

宮カフェは、オリオンスクエア前に位置し、本市の観光情報や地域資源を発信するアンテナショップとしての役割を果たすとともに、市民における郷土愛の醸成を図っている。今後はさらに、運営主体である宇都宮商工会議所やオリオン通り商店街振興組合とさらなる連携を図り、広域圏からの観光客の集客に資する事業に取り組む。また、オリオンスクエアとの一体的活用により、本市の伝統文化・地域資源等の『情報発信拠点』としても整備する。

（拠点2）二荒山神社周辺

・表参道スクエア

表参道スクエアは、平成19年度に市街地再開発事業により整備され、施設内には商業施設をはじめ、市役所の出張所や妖精ミュージアム、一時預かり保育といった施設が配置されており、現在でも複合的な機能を有している。今後は、「中心市街地における文化振興事業」等により、複合的な機能の拡充を行い、二荒山神社周辺を形成する拠点として強化する。

・馬場通り西地区市街地再開発事業

馬場通り西地区市街地再開発事業は、商業施設に加え、マンション供給による都心居住が推進されるとともに、近隣住民の利便性向上に資する事業の推進といった表参道スクエアとの一体的活用が期待される。また、既に整備されている「バンバひろば」とあ

わせ、新たに参道脇に拠点広場が整備されることにより、二荒山神社の門前町としてのランドマークが形成されることから、地元商店街等と連携した観光客・来街者誘致方策に取り組む。

○活性化施策1－2:市民主導による活性化事業の推進

リーディングエリアの形成にあたっては、イベント開催や空き店舗対策等の事業展開を中心に、民間活力の導入が欠かせない。そのような中、中心市街地活性化協議会においては本基本計画策定後も、継続的な調査・研究を行い、さらなる活性化事業の計上を予定している。また、中心商店街においては、商店街間や大型店等との連携によるイベントが活発であり、今後もさらなる取組強化を図る。

このような民間発意の事業創出は、将来像の達成、ひいては、本市中心市街地の持続的発展に不可欠のものであり、中心市街地特有のコミュニティ活用による活性化の推進を図る。

・中心市街地活性化協議会

中心市街地活性化協議会においては、活性化へ向けた事業の調査研究を行うため、3つの部会を設けており、本基本計画においても、この部会発意の事業計上を行ったところである。しかしながら、調整を要するものや事業の具体化までには至らなかつたものについては、引き続き検討課題として協議が行われている。

このようなことから、中心市街地の課題解決に資するこれらの事業については、協議会における検討が十分になされた時点で本基本計画への計上を図るものとする。

・みやヒルズどっこむ（宇都宮中心商店街T-O-B-U活性化委員会）

東武宇都宮百貨店宇都宮店とオリオン通り商店街振興組合、東武馬車道通り商店街振興組合、ユニオン通り商店街振興組合で組織する当委員会では、地元商店街や大型商業店等の枠を越え、「みやのひなまつり」や「プロスポーツ応援事業」等の連携事業に取り組んでいる。これら中心市街地特有のコミュニティを生かしたソフト面の充実、強化に取り組み、リーディングエリアの集客力強化と回遊性の向上を図る。

・宇都宮中心商店街活性化委員会

パルコ宇都宮店、ラパーク長崎屋宇都宮店、表参道スクエアテナント会と8つの商店会および宇都宮屋台横丁で組織される当委員会は、「バンバひろば」で開催される「骨董市」や参道前のバンバ通りを中心に行われ、昔日の仲見世を再現する「よー！元気まつり」といったイベントに加え、観光客への情報提供やビジネス客等がインターネットを利用できる「公衆無線LAN構築事業」といったソフト面からの事業を地元テレビ局との共同により取り組み、まちに新たな活力を呼び込んでいる。

これらの取組のさらなる充実やオリオン通りとの連携強化により、回遊性の向上を図る。

●活性化戦略2:「リーディングエリア」に集まる賑わいの中心市街地全体への波及

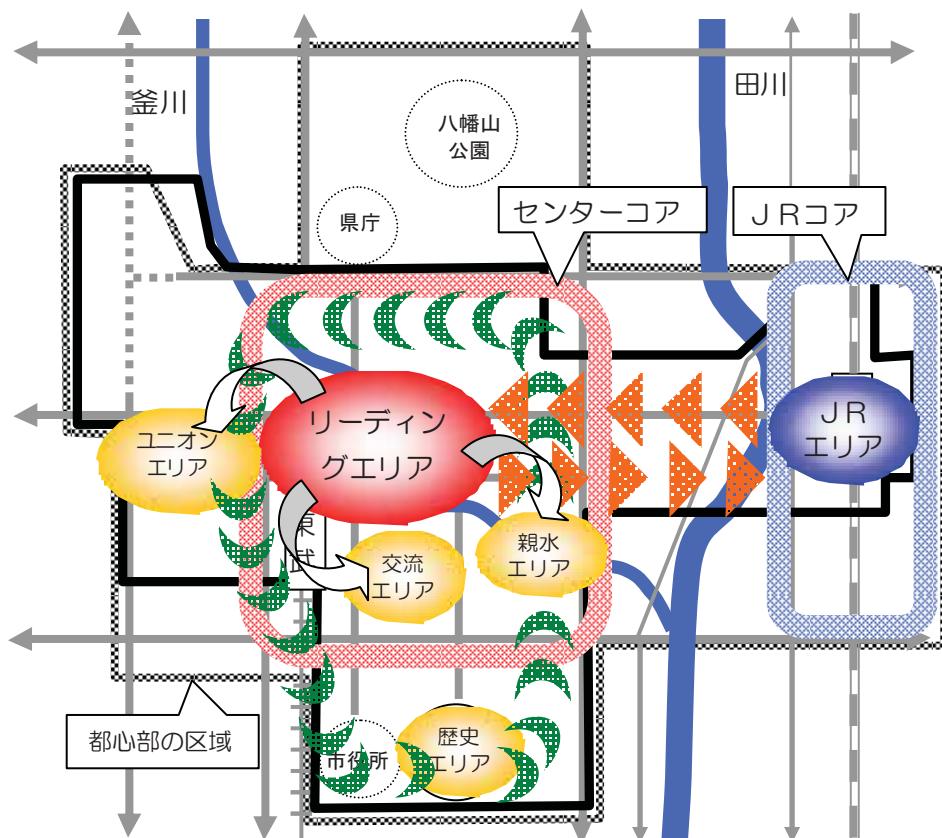
<活性化戦略2の基本的な考え方>

活性化戦略2においては、活性化戦略1により集客力を増強した「リーディングエリア」から、商業施設、歴史・文化資源を活用し、中心市街地全体へ賑わいを波及させ、回遊性の向上を図る。その波及先として「交流エリア」や「歴史エリア」等を位置づけ、各エリアづくりに取り組む。各エリアについては、その機能向上を図るとともに、エリア間を結ぶ回遊の動線についても、各種施策により移動利便性を確保する。

また、動線の確保については、少子高齢化の進展や環境問題等への意識の高まりを踏まえ、環境と共生した持続可能なまちづくりの観点から、アクセス手段の多様性を確保し、誰にでも安全・快適に利用される環境づくりを進める。

さらに、まちなか回遊においては、「楽しさ」の観点から、歴史や文化、アミューズメントといった要素を取り入れた動線の確保にも取り組む。

<活性化戦略2イメージ図>



○活性化施策2-1:波及効果を高める各エリアづくり

【ユニオンエリア】ユニオン通り

ユニオン通りは、オリオン通りに次ぐ規模を持つ商店街で、古着や雑貨等を扱う若者向けの店舗集積が特徴であり、中小企業庁「がんばる商店街77選」に選ばれた商店街でもある。現在でも独自にまちのルールづくりを行い、「食」を中心とした拠点整備による観光客や夜間利用客の取り込みを検討している。

今後は、「ほっと！ステーション」の運営に加え、「ユニオン通り商店街商業活性化事業」により、電線地中化等の街路整備事業を行う。さらには「商店街活力再生（空き店舗活用型）事業」等により、商店街の魅力向上やまちの情報発信機能を強化していく。

【交流エリア】中央生涯学習センター

中央生涯学習センターは、昭和55年に開設された市の施設であり、主に生涯学習の活動の場や貸会議室といった機能を整備している。本基本計画中の「中央生涯学習センター改修事業」により、耐震補強を行うとともに、主に商店街における子育て世代の来街者に対するおもてなしの観点から、ベビールーム整備や児童図書の充実を図るとともに、商店街において実施する「公衆無線LAN」を使える場を拡充するなど、来街者が快適に時を過ごす環境整備やまちなかでの滞留時間の延長を図る環境を整える。

【親水エリア】釜川プロムナード

釜川は、中心市街地を横断する二層構造の一級河川であり、河岸は遊歩道として整備され、中心市街地における貴重な親水空間となっている。このような環境を生かし、「釜川プロムナード活用事業」により、市民による四季の花々の植栽や「釜川プロムナードふれあいまつり」といった活性化事業に取り組み、中心市街地における憩いや潤いの空間構築を目指す。

【歴史エリア】宇都宮城址公園

宇都宮城址公園は、中心市街地の南部に位置し、本市の歴史を語る上で欠かせない宇都宮城の本丸跡という歴史的な場所である。公園内には、宇都宮城の櫓や堀といった施設が復元され、歴史展示室や市民の文化活動に利用される空間を備えた清明館が整備されており、本市の歴史・文化を伝えるひとつの核となっている。併せて多数の植栽も行われており、市民の憩いにも寄与している。

今後は、「中心市街地緑の回遊事業」、「歴史・文化財活用ネットワーク事業」により、城址公園を拠点として中心市街地に位置する様々な歴史資源を巡る仕組みづくりを行い、まちなかの滞留・回遊の創出を図る。

【JRエリア】JR宇都宮駅

グランドデザインにおいてJRコアとして位置づけている当該地区においては、鉄道・バス利用者に加え、「宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業」により、商業施設やホテル、マンションの一層の集積がなされることから、都心居住者や宿泊者のまちなかへの誘導や回遊を促進する機能を強化する。具体的には、「ユビキタスカウン推進事業」により、観光客が携帯電話を利用したまちなか巡りの誘導を行う。

また、JR宇都宮駅からの移動手段のひとつとなるレンタサイクルの利用促進や「公共交通利用促進事業」等による利便性向上策に取り組み、回遊拠点としての機能強化を図る。

○活性化施策2-2:安全に楽しく回遊できる動線の確保

・リーディングエリアと各エリア間の動線

リーディングエリア内の回遊については、徒歩や自転車による移動を基本とする。これまでに整備された基盤を最大限に活用しつつ、今後は「都心部道路景観整備事業」、「池上通り街路景観整備事業」、「おもてなし休憩施設設置事業」、「冬の夜間景観賑わい創出事業」といったハード事業に加え、とちぎハートフルトイレ認定事業や観光ボランティアによる「おもてなし運動推進事業」といった様々なソフト事業により、リーディングエリア内の歩行者動線を確保していく。

併せて、環境に優しい乗り物として注目されている自転車についても「自転車利用・活用促進事業」として、エリア間にレンタサイクルを展開するなど、施設へのアクセス性向上を図るとともに、安全な走行環境の構築に努める。

・リーディングエリア及びJRエリア間の動線

リーディングエリアとJRエリア間の動線については、徒歩を含め、路線バス・コミュニティバスや自転車による移動を基本とする。具体的には、「公共交通利用促進事業」や「中心商店街・バス事業者連携事業」といったソフト事業により動線の強化を図るとともに、公共交通の利用促進に努める。また、他のエリア間の動線と同様に自転車の利用促進についても積極的に取り組む。

・潤いや歴史を感じる回廊

中心市街地やその周辺は、八幡山公園や釜川等の緑豊かな資源に恵まれているとともに、二荒山神社や旧篠原家住宅、寺社仏閣といった歴史資源も立地している。これらの資源を最大限に活用し、ネットワークとして繋いでいくことで、中心市街地内での回廊としての動線を確保する。主な事業としては、「歴史・文化財活用ネットワーク事業」「ユビキタスタウン推進事業」「釜川プロムナード活用事業」「中心市街地緑の回遊事業」などが挙げられる。

●基盤形成戦略：持続可能なまちづくり基盤の強化

＜基盤形成戦略の基本的な考え方＞

本市が誰からも「選ばれるまち」となり、そこに住む人々が「住み続けたい」と思う都市となるためには、本市の中枢拠点である中心市街地が、今後も持続可能なまちとして発展を続けることが欠かせない。

このような観点から、基盤形成戦略においては、まちの根幹を支える居住者が地域に誇りを持ち、まちに訪れる人にもやさしいまちであることを基本として、全ての人が「楽しむ」まちとしての基盤強化を図ることで、活性化戦略の実現を高める。

○基盤形成施策1：賑わいのベースとなる居住人口の確保

中心市街地に住む人々は、まちの原動力となり、地域文化や地域コミュニティの継承にもつながることから、民間との協働による「うつのみや暮らし」を展開する。

また、居住の受け皿づくりとして、「宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業」や「宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業」、「地域優良賃貸住宅建設費上乗せ補助」、さらには、若年層をまちなかに呼び込む「若年夫婦世帯家賃補助」による都心居住の推進を図る。

なお、都心居住施策については、エリアのみならず、エリア周辺にも展開することとし、魅力的な都市機能に近接した定住を促進する。

○基盤形成施策2：都市ブランド構築による郷土愛の醸成

本市は、「100年先も誇れるまち」を目指し、都市ブランドの構築とその情報発信の強化に取り組んでいる。中心市街地には多くの地域資源が集積していることから、都市ブランドの構築にあたっては、それらの「情報発信拠点」としての役割が求められている。

具体的な事業としては、「宇都宮ブランド戦略推進事業」、「ユビキタスタウン推進事業」や「大型映像装置を活用した賑わい創出事業」により地元メディアと連携したコンテンツの制作を行うなど、様々な媒体を活用した中心市街地の魅力発信を行うことで、市民のみならず、他都市の人々へも本市の魅力を訴求し、本市全体の都市ブランド向上を図る。

○基盤形成施策3：誰もが利用できる交通ネットワークの形成

本市中心市街地は、「ネットワーク型コンパクトシティ」の中核であることから、中心市街地へのアクセス性や回遊性の向上を図る際には、全市的な公共交通ネットワークの概念を踏まえた取組が必要となる。

活性化戦略2による中心市街地内の回遊性の向上施策に加え、中心市街地へのアクセス性を高める事業として、「公共交通利用促進事業（モビリティマネジメント施策）」「中心商店街・バス事業者連携事業」の基幹バス利用促進策や市役所駐車場の休日無料開放、

公共車両優先システム（P T P S）の運用等に取り組み、中心市街地へのアクセス性の向上に取り組む。

また、充実した交通ネットワークを形成するため、『宇都宮都市交通戦略』に位置づけられた施策事業を推進しながら、安全で快適な歩行空間の整備と公共交通の利用促進を図ることで、様々な回遊行動が可能となり、快適で楽しい、賑わいのあるまちづくりを目指す。

○基盤形成施策4：環境と共生したまちづくりの推進

自転車や公共交通機関の利用促進、新エネルギー・省エネルギー技術等の活用を図り、環境負荷の少ない交通体系の確立や環境と産業・経済が共生する持続可能なまちづくりを目指す。このような低炭素型・資源循環型の環境に配慮した取組は、誰にでもやさしいまちや回遊性の高いまちといった中心市街地の活性化方策にも求められており、各施策上で環境保全の視点を盛り込んだ取組の事業化を図っていく。

(3) 中心市街地活性化における目標

本基本計画においては、将来像を実現するため以下の3つの目標を掲げ、事業に取り組むものとする。

目標1：商業地が様々な顔を持つ賑わいのあるまち～集客～

中心市街地は、コミュニティや「食」「歴史・文化」「芸術」「スポーツ」「娯楽」といった中心市街地特有の多様な機能を併せ持つことから、従来の商業の活性化に止まらず、様々な顔を持つ中心商業地として再生を図り、集客・賑わいの核として誰もが訪れたくなる中心市街地を目指す。

また、オリオン通りや表参道スクエア、百貨店等といったセンターコアに集積する商業機能を一体的なモール（エリア）として捉え、大型店や商店街の連携策等による郊外型店舗にはない買い回りやまちなか散策を楽しむことができる商業地を形成する。

目標2：様々な人々が行き交うまち～回遊～

中心市街地は年齢性別を問わず、買い物や仕事、イベントや趣味など、様々な目的で多くの人が集う場所である。このような中心市街地に集まる人々による活発な都市活動の波及効果を高めるため、安全や環境に配慮しつつ、周辺施設や地域資源を活用した、様々な人々が行き交う楽しく回遊できる中心市街地を目指す。

また、本市中心市街地は『ネットワーク型コンパクトシティ』の中核を担う都市拠点であることから、交通ネットワークにより郊外と中心市街地を繋ぐハブ（結節点）機能や多種多様な人・もの・情報が行き交う交流機能を強化する。

目標3：便利で快適な住みたいまち～居住～

都市活動や賑わいのベースとなる居住人口の増加は、生活支援機能や商業、交通を含めた様々な都市機能の集積に繋がり、居住・交流人口が増えるという好循環をもたらす。

さらに、都心居住の推進は、郷土愛の醸成や過度な自動車依存からの脱却等による環境負荷の少ない生活様式の実現にも資することから、『ネットワーク型コンパクトシティ』の実現には欠かせないものである。

このような居住空間の構築により、生活利便性が高く誰もが快適に歩いて暮らせる中心市街地を目指す。

[2]目標年次設定の考え方

本市は、長期ビジョンである「グランドデザイン」において、おおよそ30年間の整備スケジュールに基づいた中心市街地のまちづくりを推進している。

このような観点から、本基本計画の計画期間は、グランドデザインの第二期前期となる戦略プロジェクトの実施期間として、平成22年4月から平成27年3月までの5カ年と定め、その最終年度である平成26年度を目標年次とする。

[3]目標指標設定の考え方

中心市街地における課題が解決され、本基本計画の将来像である『宇都宮ならではの「楽しさ」を味わう中心市街地』の実現を目指す「商業地が様々な顔を持つ賑わいのあるまち」「様々な人々が行き交うまち」「便利で快適な住みたいまち」の達成状況を判断するため、以下に示す3つの目標指標を設定し、その考え方を示す。

| 活性化の目標 | 目標指標 |
|---------------------|----------------|
| 商業地が様々な顔を持つ賑わいのあるまち | 事業所数 |
| 様々な人々が行き交うまち | 歩行者・自転車通行量（休日） |
| 便利で快適な住みたいまち | 居住人口（夜間人口） |

(1)「商業地が様々な顔を持つ賑わいのあるまち」に関する目標指標

「商業地が様々な顔を持つ賑わいのあるまち」の指標として、事業所数、従業者数、商品販売額、滞留時間などが考えられる。このうち、「事業所数」は、中心市街地に散在する空き店舗や駐車場を解消し、買い回りを楽しめる商業地としての再生を表す指標である。また、「事業所数」は「事業所・企業統計調査」（平成21年調査からは「経済センサス」）により収集できるデータであり、定期的なフォローアップが可能である。

そこで、中心市街地における各種都市機能の集積の場としての効果を測定できる「事業所数」を「商業地が様々な顔を持つ賑わいのあるまち」の指標として設定する。

(2)「様々な人々が行き交うまち」に関する目標指標

「様々な人々が行き交うまち」の指標として、歩行者・自転車通行量、中心市街地循環バス乗車人員などが考えられる。このうち、「歩行者・自転車通行量」は「商店街通行量・来街者実態調査」により収集できるデータであり、これまで隔年に実施していた調査を、今後は毎年実施することとしており、定期的なフォローアップが可能である。

そこで、中心市街地における人々の回遊の効果を測定できる「歩行者・自転車通行量」を「様々な人々が行き交うまち」の指標として設定する。

(3)「便利で快適な住みたいまち」に関する目標指標

「便利で快適な住みたいまち」の指標は、中心市街地内の居住の実態を表す「居住人口（夜間人口）」が適当である。居住人口は本市のまちなか居住に向けたニーズや中心市街地居住者の満足度の評価にも繋がる指標である。

[4]具体的な目標値の考え方

(1)「事業所数」に関する数値目標

①数値目標の設定

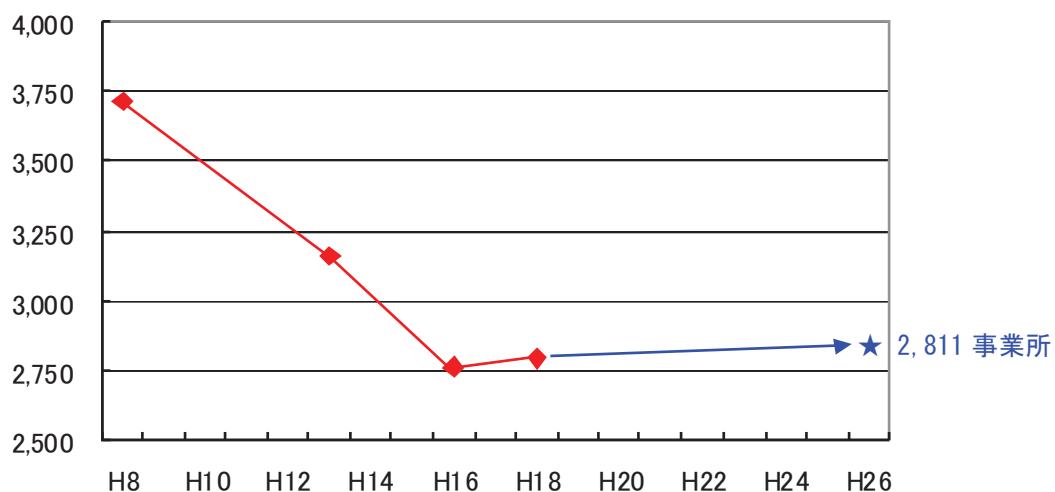
中心市街地の事業所数は、平成8年から平成16年にかけて大きく減少し、平成16年から平成18年では、やや持ち直し微増となっている。

事業所数の減少は土地利用にも表れており、オリオン通りにも空き店舗や駐車場が見られるようになった。

しかし、中心市街地には、ジャズやカクテル、餃子のように宇都宮を代表する音楽や食文化の拠点となる場所が集積しており、これらの資源に、歴史・文化や交流、福祉等の新たな都市機能や情報、景観、イベント、おもてなしといったまちの魅力づくりを融合させ、郊外型商業施設にはない買い回りを楽しめる商業地を形成していく事が考えられる。

一方、最新の事業所数については、平成21年が調査年次であり、平成22年に公表が予定されている（経済センサス）。この間には、平成20年秋のリーマンショックがあり、減少傾向に歯止めがかかった本市の事業所数についても、その影響が懸念される。このため、本計画においては、直近のデータである平成18年の事業所数を維持し、さらに上乗せした2,811事業所を目標とする。

■中心市街地事業所数



■事業所数に関する数値目標

| 現状値 (H21) | ⇒ | 目標値 (H26) |
|-----------------|---|-----------|
| 2,794 事業所 (H18) | | 2,811 事業所 |

②数値目標の考え方

- ・「宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業」による増加
低層階に業務系2店舗、商業系2店舗（合計4事業所）が入居する。
- ・「宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業」による増加
住居棟とともにホテル棟（1事業所）が建設される予定であり、ホテル棟には店舗（1事業所）が入居する。（合計2事業所）
- ・オリオン通り商店街振興組合未来創生事業
オリオン通り商店街振興組合では、アーケードの架け替えと併せ、共同広告事業、歩車共存社会実験、空き店舗対策事業を行う予定であり、これらの取組により、空き店舗（3事業所）が解消される。
- ・「宮カフェ」運営による増加
宇都宮ブランド品の展示・販売、イベント情報の提供、カフェやバーを備え音楽ライブ等が楽しめるアンテナショップ（1事業所）を整備する。
- ・「ユニオン通り商店街商業活性化事業」による増加
1階にイベントスペースを持つ商業交流施設（1事業所）を整備する。
- ・「大型映像装置を活用した賑わい創出事業」による増加
交流拠点であるオリオンスクエアに設置される大型映像装置によって、日常的にニュースや天気予報等の一般情報や行政のブランド情報、商店街等の情報を発信する。これに伴い、大型映像装置を管理・運営する会社（1事業所）を設立する。
- ・「中心商店街活性化支援事業」等による増加
空き店舗への新規出店者に対する家賃等補助を行うとともに、「おもてなし休憩施設設置事業」、「魅力ある商店街等支援事業」、「公共交通利用促進事業」、「サテライト美術館の開設」等による集客環境の向上を図る。これにより、平成20年の空き店舗数（=101店舗）の5%に相当する事業所（5事業所）の中心市街地への出店・誘致を図る。

以上から、事業所数は目標値である2,811事業所となることから、数値目標を達成できる。

$$2,794\text{事業所 (H18)} + 4 + 2 + 3 + 1 + 1 + 1 + 5 = 2,811\text{事業所}$$

(2)「歩行者・自転車通行量」に関する数値目標

①数値目標の設定

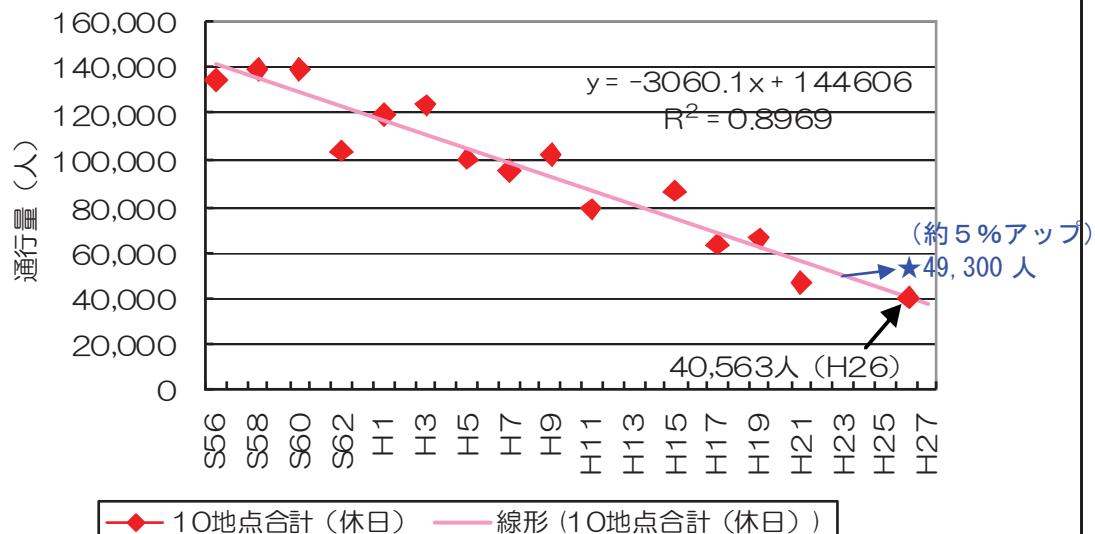
中心市街地における休日の歩行者・自転車通行量（10 地点計）は、年次による変動はあるものの、一貫して減少傾向にある。この傾向が平成 26 年まで続くと仮定した場合の推計値は約 40,500 人となる。

歩行者・自転車通行量の減少は、平成 15 年頃から相次いで大型商業施設の郊外への進出が大きく影響していると考えられ、まちの賑わいを創出するためには、中心市街地特有の魅力を十分に活用し、人々を中心市街地に呼び戻すことが必要となる。したがって、本計画では、大型商業施設が郊外に進出する以前の平成 11 年頃の歩行者・自転車通行量の水準に戻すことを目標として、数値目標を設定する。

歩行者・自転車通行量（休日）は、平成 11 年の 78,682 人から平成 21 年の 46,987 人となっており、この傾向が今後、加速するとも減速するとも言えないことから、トレンドに基づく平成 26 年の推計値である約 40,500 人を基準とすると、目標達成のためには、約 38,200 人の増加が必要となる。これは、平成 26 年の推計値の約 1.94 倍（＝ $78,682 \text{ 人} \div 40,500 \text{ 人}$ ）であり、長期的な取組が必要である。

このため、本計画においては、減少トレンドに歯止めをかけ、平成 21 年の歩行者・自転車通行量の約 5 %アップとなる約 49,300 人を目標とする。

■中心市街地歩行者・自転車通行量の推移と予測

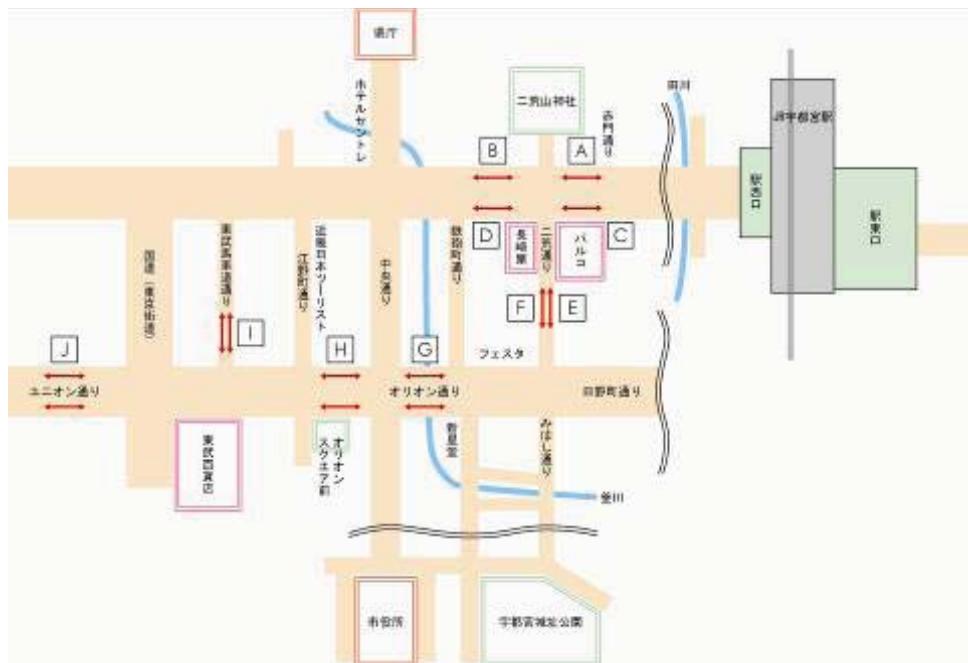


注) H13 は、調査時期、調査ポイントが異なるため除外した。

■歩行者・自転車通行量に関する数値目標（10 地点合計 休日）

| 現状値 (H21) | ⇒ | 目標値 (H26) |
|----------------|---|-----------|
| 46,987 人 (H21) | | 49,300 人 |

■調査地点図



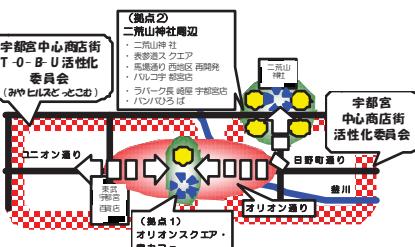
②数値目標の考え方

本計画に位置付けた事業による効果については、歩行者・自転車通行量の特性を踏まえ、以下の4つに分類して測定する。

| 項目 | 事業 | イメージ |
|--------------------------------|---|-----------|
| (a)魅力あるエリアへの来街による歩行者・自転車通行量の増加 | ①オリオン通り商店街振興組合未来創生事業 ②「宮カフェ」運営事業 ③宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業 ④ユニオン通り商店街商業活性化事業 ⑤中央生涯学習センター改修事業 ⑥旧公益質屋活用事業 ⑦大型映像装置を活用した賑わい創出事業 ⑧宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業 | 集客拠点 |
| (b)来街者の回遊による歩行者・自転車通行量の増加 | ①上記事業による来街者が中心市街地内を回遊 | 中心市街地 |
| (c)街なか居住の推進による歩行者・自転車通行量の増加 | ①宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業 ②ナイスロイヤルタワー建設 ③都心居住促進事業 | 住宅 |
| (d)総合的な取組による歩行者・自転車通行量の増加 | ④「おもてなし休憩施設設置事業」、「おもてなし運動推進事業」、「公共交通利用促進事業」、「安全で快適なまちづくり推進事業」など | 中心市街地 |

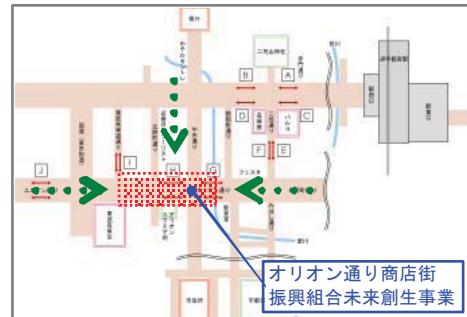
(a) 魅力あるエリアへの来街による歩行者・自転車通行量の増加

活性化戦略に掲げている『魅力あるエリアづくりによる集客力（賑わい）の増強』や『「リーディングエリア」に集まる賑わいの中心市街地全体への波及』において、魅力あるエリアづくりに取り組むことから、集客拠点への来街者の増加に伴う歩行者・自転車通行量の増加が期待できる。



② オリオン通り商店街振興組合未来創生事業

本事業において、アーケードの大規模改修に併せて、集客のための機能更新やイベント開催、宇都宮中心商店街T-O-B-U活性化委員会と連携したナイトバザール等の開催、「文化芸術による街づくり（アートタウン構想）」等を実施することから、オリオン通りへの他方向からの来街者の増加が期待できる。主にオリオン通り（曲師町西）（地点G）やオリオン通り（江野町中央）



（地点H）、東武馬車道通り（地点I）の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。

【設定条件】

集客のための機能更新や大型百貨店と連携したテナントリーシング等により、空き店舗が3店舗解消される。

$$462 \text{ m}^2 \times 1 (\text{3店舗の床面積合計}) \times 0.86 \text{ 人/m}^2 = 397 \text{ 人}$$

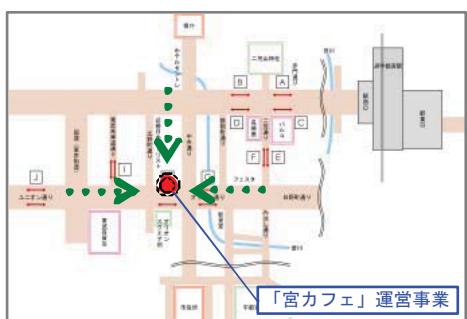
※1 空き店舗1店舗当たりの床面積 $154 \text{ m}^2 (= 15,590 \text{ m}^2 \div 101 \text{ 店舗} : 15 \text{ 頁})$

※2 店舗面積当たりの来店客数は、「宮カフェ」の実績値より設定

$$290 \text{ 人} (\text{平成21年11月の金土日の1日あたり}) \div 336 \text{ m}^2 = 0.86 \text{ 人/m}^2$$

③ 「宮カフェ」運営事業

宇都宮ブランド品の展示・販売、イベント情報の提供、カフェやバーを備えた音楽ライブ等が楽しめるアンテナショップの整備を行うことから、「宮カフェ」への他方向からの来街者の増加が期待できる。主にオリオン通り（江野町中央）（地点H）の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。



【設定条件】

「宮カフェ」におけるアンテナショップの運営やイベント開催による歩行者・自転車通行量の増加を見込む。

$$336 \text{ m}^2 \text{ (床面積)} \times 0.86 \text{ 人/m}^2 = 290 \text{ 人}$$

④宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業

本事業において、バンバ広場の拡張が行われることから、宇都宮馬場通り西地区への他方向からの来街者の増加が期待できる。主に大通り北の馬場通り4丁目（地点A）及び馬場通り1丁目（地点B）の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。



【設定条件】

バンバ広場の拡張により活動の高度化が図られ集客性が向上することから、歩行者・自転車通行量の増加を見込む。

$$(3,988 - 3,722) \text{ 人} \approx 270 \text{ 人}$$

※ バンバ広場整備前後（H19→H21）の地点Aの自転車・歩行者通行量増加量

⑤ユニオン通り商店街商業活性化事業

商店街の休憩・情報発信スペースである「ほっと！ステーション」の運営を行うことから、ユニオン通りへの他方向からの来街者の増加が期待できる。主にユニオン通り（地点J）の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。



【設定条件】

休憩・情報発信スペースである「ほっと！ステーション」の運営やイベント開催によって来街者の増加を見込む。

$$550 \text{ m}^2 \text{ (店舗+イベントスペース面積)} \times 0.86 \text{ 人/m}^2 = 473 \text{ 人}$$

⑥中央生涯学習センター改築事業

地域の人材育成や市民講座等を開催する（仮称）地域教育推進センター及び市民図書館やベビールーム、ギャラリー等からなる（仮称）市民交流センターの整備を行うことから、中央生涯学習センターへの他方向からの来街者の増加が期待できる。主にオリオン通り（地点G）の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。



【設定条件】

(仮称) 地域教育推進センターの整備によって 50 人^{※1}, (仮称) 市民交流センターにおける図書館の利用時間延長等の機能強化によって 60 人^{※2}の利用者の増加を見込む。

$$50 \text{ 人} + 60 \text{ 人} = \underline{110 \text{ 人}}$$

※ 1 (仮称) 地域教育推進センターの利用者数について

- ・中央生涯学習センターのホールの収容人数は 66 人～150 人。サークル活動を含めたホールの平均利用人数は 25.4 人 (H20 実績)。
- ・上記の施設規模及び実績を踏まえ、1 日 1 講座の開催により、新たに 50 人の施設利用を見込む。

※ 2 図書館の利用者数について

- ・中央生涯学習センター利用者が、図書館の情報コーナーやレファレンスルームを利用すると見込む。

中央生涯学習センター利用者数 (H20 年度)

87,945 人/年 → 約 240 人/日

- ・施設の高度化により、親子連れや高齢者などの新たな利用者が創出され、現在の最大月間利用者数 (9,038 人/月 (9 月期) → 300 人/日) 並みの平均利用者数に増加すると見込む。

増加利用者数 : 300 人 - 240 人 ÷ 60 人

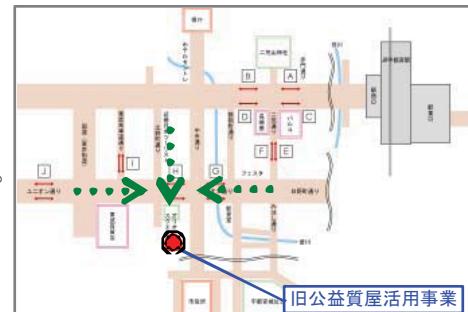
⑤旧公益質屋活用事業

旧公益質屋 (大谷石蔵) を活用し、賑わいと回遊の拠点として整備するものであり、当該施設への他方向からの来街者の増加が期待できる。主にオリオン通り (地点 H) の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。

【設定条件】

旧公益質屋を活用した賑わい機能の導入により歩行者・自転車通行量の増加を見込む。

$$132 \text{ m}^2 \text{ (延床面積)} \times 0.86 \text{ 人/m}^2 = \underline{114 \text{ 人}}$$



⑥大型映像装置を活用した賑わい創出事業

オリオン市民広場 (オリオンスクエア) に設置した大型映像装置において、行政のブランド情報や商店街等の情報の発信、パブリックビューイングを実施することから、オリオン市民広場 (オリオンスクエア) への他方向からの来街者の増加が期待できる。主にオリオン通り (江



野町中央) (地点H) の歩行者・自転車通行量の
増加が見込まれる。

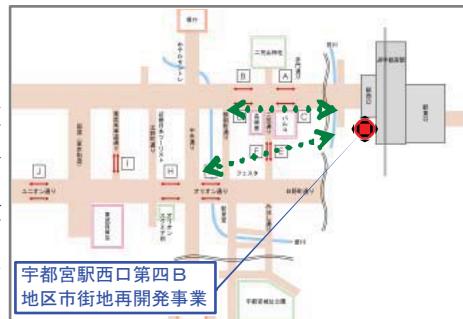
【設定条件】

オリオン通り (曲師町西) (地点G) を通行者で、オリオン市民広場 (オリオンスクエア) を利用 (オリオン通り (江野町中央) (地点H) を通行) していない人々が、オリオン市民広場 (オリオンスクエア) における大型映像装置による情報発信やイベントの開催、オープンカフェ等により、オリオン通り (江野町中央) (地点H) を通行すると見込む。

$$10,915 \text{ 人 (地点G)} - 9,611 \text{ 人 (地点H)} = 1,304 \text{ 人}$$

⑤宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業

都市型住宅を併設した宿泊施設を整備するものであり、宿泊施設からは、宿泊客の仕事や飲食等による外出によって、歩行者・自転車通行量の増加が期待できる。中心市街地における仕事や飲食等によって各地点の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。



【設定条件】

宿泊客1人当たりの外出回数を2.5回／人(仕事・飲食等) = 5.0人TE/日と想定す
し、これらの90%が中心市街地内を回遊すると見込む。

宿泊施設の発生集中量：

$$(96 \text{ 室 (シングル)} \times 1 \text{ 人/室} + 97 \text{ 室 (ツイン・ダブル)} \times 2 \text{ 人/室})$$

$$\times \text{稼働率 } 53.3\%^{※1} \times 5 \text{ 人 TE/日} = 773 \text{ 人}$$

$$\text{宿泊客の回遊: } 773 \text{ 人} \times 90\%^{※2} = 696 \text{ 人}$$

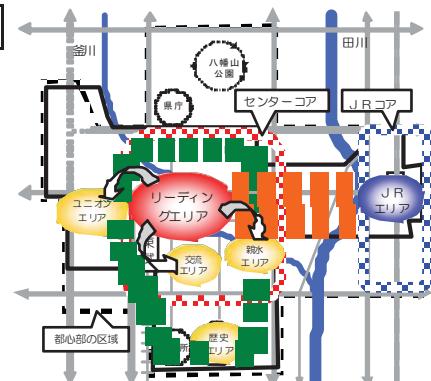
※1 宿泊旅行統計 (H20.10～H21.9) (観光庁) より

※2 立地条件及び客室タイプから、ビジネスや観光を目的とした客層が想定される。

街なか観光や飲食、買物等を目的とした、宿泊客の中心市街地への来街及び回遊性は高いと考えられることから、回遊率は90%と設定した。

(b)来街者の回遊による歩行者・自転車通行量の増加

①本計画では、「安全に楽しく回遊できる動線の確保」や「誰もが利用できる交通ネットワークの形成」によって、集客拠点への来街者を中心市街地内に回遊させることで賑わいを創出し、活性化を図っていく。このため、来街者の回遊により、歩行者・自転車通行量の増加が期待できる。



【設定条件】

「オリオン通り商店街振興組合未来創生事業」や「大型映像装置を活用した賑わい創出事業」などによって集客拠点への来街者が中心市街地を回遊するものと見込む。回遊率は、それぞれの事業の目的別に実態調査結果を踏まえ設定する。

- Ⓐ : 397 人 $\times 90.0\% \approx^2$ (主な来街目的: 買物) = 357 人
 - Ⓑ, Ⓛ : (290+114) 人 $\times 87.6\% \approx^2$ (主な来街目的: 飲食) = 354 人
 - Ⓒ, Ⓞ : (270+473) 人 $\times 86.2\% \approx^2$ (主な来街目的: イベント) = 640 人
 - Ⓔ : 110 人 $\times 82.1\% \approx^2$ (主な来街目的: 教養) = 90 人
- 合計 =1,441 人

※ 1 前述Ⓐ～Ⓕの歩行者・自転車通行量

※ 2 来街者の目的別回遊率

- ・「H20 宇都宮市全域を対象とする宇都宮市中心市街地活性化に対する意向調査」の来街目的の複数回答率を目的別回遊率としている。ただし、買物については、買物のみの目的であっても、複数の店に立ち寄ることが一般的であることから、90%と設定した。(参考: 主な目的が買物の場合の複数回答率=77.1%)

(c) 街なか居住の推進による歩行者・自転車通行量の増加

基盤形成戦略に掲げている「持続可能なまちづくり基盤の強化」において、「賑わいのベースとなる居住人口の確保」に取り組むことにより、居住人口の増加を図っていく。居住人口の増加は、中心商店街への買物、公園や広場等への散歩、住宅への来訪者が発生することから、歩行者・自転車通行量の増加が期待できる。



① 宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業

本事業において 165 戸の共同住宅を整備することから、新規居住者の買物や仕事等による外出や住宅への来訪者によって、歩行者・自転車通行量の増加が期待できる。共同住宅が存する大通り北（馬場通り 1 丁目）（地点B）や、買物や散歩等で通行するその他の地点の歩行者・自



転車通行量の増加が見込まれる。

【設定条件】

新規居住者による外出や住宅への来訪者数を、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」の発生集中原単位を用いて想定し、このうち、90%が中心市街地内を回遊すると見込む。

共同住宅の発生集中量：165戸×7.0TE/戸・日^{※1}×37.2%^{※2}=430人

居住者や来訪者の回遊：430人×90%^{※3}=387人

上記の合計：430人+387人=817人

※1 「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」における住宅の発生集中原単位

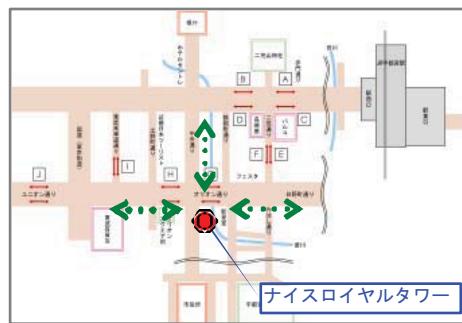
※2 「宇都宮都市圏パーソントリップ調査（H4）」における交通手段別分担率

徒歩 17.7%+二輪車 19.5%=37.2%

※3 主な目的を買物とした場合の目的別回遊率

⑯ナイスロイヤルタワー建設

95戸の共同住宅を整備することから、新規居住者の買物や仕事等による外出や住宅への来訪者によって、歩行者・自転車通行量の増加が期待できる。共同住宅が存するオリオン通り（曲師町西）（地点G）や、買物や散歩等で通行するその他の地点の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。



【設定条件】

新規居住者による外出や住宅への来訪者数を、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」の発生集中原単位を用いて想定し、これらの90%が中心市街地内を回遊すると見込む。

共同住宅の発生集中量：95戸×7.0TE/戸・日^{※1}×37.2%^{※2}=247人

居住者や来訪者の回遊：247人×90%^{※3}=223人

上記の合計：247人+223人=470人

※1 「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」における住宅の発生集中原単位

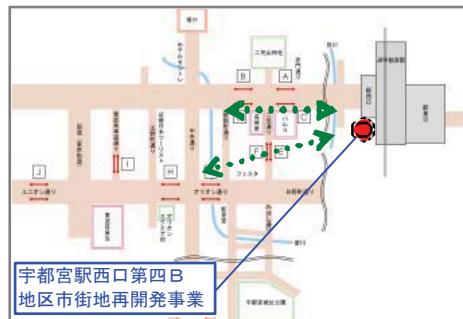
※2 「宇都宮都市圏パーソントリップ調査（H4）」における交通手段別分担率

徒歩 17.7%+二輪車 19.5%=37.2%

※3 主な目的を買物とした場合の目的別回遊率

①都心居住促進事業

「宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業」により 86 戸、「地域優良賃貸住宅建設費上乗せ補助」により 24 戸の共同住宅の整備を見込んでいることから、新規居住者の買物や仕事等による外出や住宅への来訪者によって、歩行者・自転車通行量の増加が期待できる。中心市街地における買物や散歩等によって各地点の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。



【設定条件】

新規居住者による外出や住宅への来訪者数を、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」の発生集中原単位を用いて想定する。このうち、「宇都宮都市圏パーソントリップ調査」を踏まえ、37.2%が徒歩や二輪車で来街するものとして、歩行者・自転車量として計上する。また、これらの 90%が中心市街地内を回遊すると見込む。

共同住宅の発生集中量：(86 戸 + 24 戸) × 7.0TE/戸・日 $\times 1 \times 37.2\% = 286$ 人

居住者や来訪者の回遊：286 人 $\times 90\% = 257$ 人

※ 1 「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」における住宅の発生集中原単位

※ 2 「宇都宮都市圏パーソントリップ調査 (H4)」における交通手段別分担率

徒歩 17.7% + 二輪車 19.5% = 37.2%

※ 3 主な目的を買物とした場合の目的別回遊率

(d)総合的な取組による歩行者・自転車通行量の増加

⑩ 「おもてなし休憩施設設置事業」、「公共交通利用促進事業」、「安全で快適なまちづくり推進事業」、「おもてなし運動推進事業」などの取り組みを総合的に実施することにより、親子連れや高齢者等の来街者の増加や回遊性の向上が図られることから、歩行者・自転車通行量の増加が見込まれる。

【設定条件】

オリオン通りへのベンチ設置や「とちぎハートフルトイレ認定事業」(おもてなし運動推進事業) 等により、親子連れや高齢者の移動抵抗が軽減され、オリオン通り（地点H）を通過する親子連れや高齢者の回遊範囲が広がる（現在よりも 1 地点多く観測点を通過）と見込む。

{9,611 人 (地点H) $\times 100.5\% = 9,611 \times 1.005 = 9,611$ } $\times 22.7\% = 2,130$ 人

※ 1 (a)～(c)による増加率

(40,563 + 3,654 + 1,441 + 1,544) 人 $\div 46,987$ 人 = 100.5%

※ 2 「商店街通行量・来街者実態調査」(オリオン通りのタイプ別通行量) より

親子連れ：「ファミリー」の構成比（高齢者を除く）15.9%

高齢者　：「60歳以上」の構成比 6.8%

以上から、歩行者・自転車通行量（10 地点）は目標値（49,300 人）を上回る 49,332 人となることから、数値目標を達成できる。

平成 26 年における歩行者・自転車通行量（10 地点計）

| | 通行量 |
|--------------------------------|------------|
| 平成 26 年（トレンドに基づく推計値） | 40,563 人 |
| (a)魅力あるエリアへの来街による歩行者・自転車通行量の増加 | 3,654 人 |
| ①オリオン通り商店街振興組合未来創生事業 | （ 397 人） |
| ②「宮カフェ」運営事業 | （ 290 人） |
| ③宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業 | （ 270 人） |
| ④ユニオン通り商店街商業活性化事業 | （ 473 人） |
| ⑤中央生涯学習センター改築事業 | （ 110 人） |
| ⑥旧公益質屋活用事業 | （ 114 人） |
| ⑦大型映像装置を活用した賑わい創出事業 | （ 1,304 人） |
| ⑧宇都宮駅西口第四B 地区市街地再開発事業 | （ 696 人） |
| (b)来街者の回遊による歩行者・自転車通行量の増加 | 1,441 人 |
| ⑨上記①～⑧への来街者の回遊 | （ 1,441 人） |
| (c)街なか居住の推進による歩行者・自転車通行量の増加 | 1,544 人 |
| ⑩宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業 | （ 817 人） |
| ⑪ナイスロイヤルタワー | （ 470 人） |
| ⑫都心居住促進策 | （ 257 人） |
| (d)総合的な取組による歩行者・自転車通行量の増加 | 2,130 人 |
| ⑬上記以外の事業による来街者の増加 | （ 2,130 人） |
| 合　計 | 49,332 人 |

(3)「居住人口(夜間人口)」に関する数値目標

①数値目標の設定

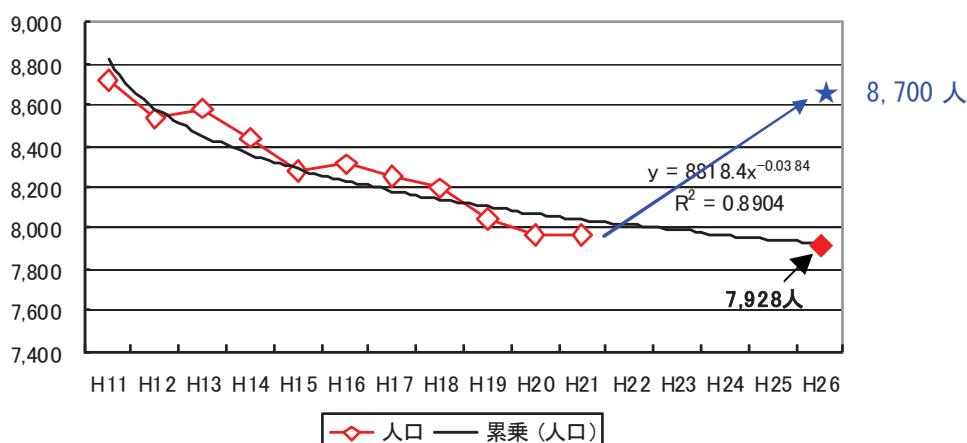
現在、中心市街地内の人団は一貫して減少傾向にあり、平成 11 年から平成 21 年の 10 年間で 756 人の減少となっている。この傾向が平成 26 年まで続くと仮定した推計値は、約 7,928 人である。

平成 17 年時点の中心市街地における人口密度は 49.1 人/ha であり、同年の国勢調査における本市 D I D 地区における平均人口密度である 54.5 人/ha に比べて低くなっている。全市の将来人口推計では平成 26 年まで増加を続けると予想されているため、本基本計画期間中に大幅に減少に転じる可能性は低いと考えられるが、中心市街地居住人口の上記推計値によれば、平成 26 年時点で、中心市街地における人口密度は 47 人/ha ($\approx 7,928 \text{ 人} \div 168\text{ha}$) にまで減少する。

第 2 次都市計画マスター プランにおいて、将来の中心市街地の人口密度は、概ね 60 人/ ha 以上を目指している。そのためには、10,080 人 ($= 60 \text{ 人}/\text{ha} \times 168\text{ha}$) とする必要があることから、平成 21 年の人口に加え、約 2,100 人 ($\approx 10,080 - 7,966 \text{ 人}$) の人口の増加が必要となる。

本計画においては、「都市計画マスター プラン」の目標年次（平成 34 年）を踏まえ、約 2,100 人の 38% 程度（目標年次の比較：本基本計画 5 年後／都市計画マスター プラン 13 年後 $\approx 38\%$ ）となる 800 人程度増加した 8,700 人を目標とする。

■中心市街地居住人口の推移と推計



■居住人口(夜間人口)に関する数値目標

| 現状値 (H21) | ⇒ | 目標値 (H26) |
|---------------|---|-----------|
| 7,966 人 (H21) | | 8,700 人 |

②数値目標の考え方

- ・「宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業」，「宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業」による増加

これら2つの再開発事業は、都心居住を促進する住居機能を併設または中心とした複合施設を整備するものであり、前者で165戸、後者で86戸が整備される。このほか、平成21年10月には、ナイスロイヤルタワー（95戸）が完成したところである。

これらの事業の実施により、計画期間5年で延べ346戸が供給されることから、約700人の居住人口の増加を見込む。

(165戸+86戸+95戸) (再開発事業等による新規供給戸数)

$$\times 2.09\text{人}/\text{戸} (\text{H20中心市街地平均世帯人員}) = \underline{724\text{人}}$$

- ・「地域優良賃貸住宅建設費上乗せ補助」による増加

区域内での良好な住宅供給の促進策である地域優良賃貸住宅建設費上乗せ補助により、計画期間の5年間で、24戸（3棟×8戸／棟）の増加を見込む。

$$24\text{戸} \times 2.09\text{人}/\text{戸} (\text{H20中心市街地平均世帯人員}) = \underline{50\text{人}}$$

以上から、居住人口は目標値（8,700人）を上回る8,702人となることから、数値目標を達成できる。

$$7,928\text{人} (\text{トレンドによるH26推計値}) + 724\text{人} + 50\text{人} = \underline{8,702\text{人}}$$

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]市街地の整備改善の必要性

(1)現状分析

本市の中心市街地は、古くから二荒山神社の門前町や宇都宮城の城下町として栄え、長い歴史の中で伝統や文化を育んできた。昭和 20 年の戦災によって、市街地の約半分が焦土と化したが、昭和 21 年から昭和 41 年にかけて実施した戦災復興土地区画整理事業により、今日の基礎が確立した。

その後、都市人口の増加等に対応するため、今泉や JR 宇都宮駅東地区等において土地区画整理事業を実施するとともに、広域交通の要衝である JR 宇都宮駅の東口において、県都の玄関口にふさわしいまちづくりを進めるため、都市基盤施設の整備を行ったところである。

また、二荒山神社周辺を中心とする大通り周辺地区や JR 宇都宮駅西口周辺地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を実施してきた。

さらに、道路や公園等の都市基盤施設の整備により、中心商業地・業務地・居住地としての市街地が形成され、全国稀に見る復興を遂げた。

(2)市街地の整備改善の必要性

本市では、グランドデザインで示した 2 つの「都心核」と 2 本の「都心軸」からなる都心部の構造づくりを進めており、都市の骨格構造については、概ね計画どおりに形成されつつある。

しかし、交通ネットワークの骨格となる都心環状線や都市計画道路については、一部区間が未整備であるとともに、防災機能や住環境の悪化した地区が存在することから、市街地再開発事業や土地区画整理事業、都心部道路景観整備事業などを推進する。また、市民の憩いや安らぎの空間を創出するため、市民などを連携・協力し、水と緑を活かした潤いある空間の形成や魅力ある景観づくりに取り組む。

(3)フォローアップ

毎年度、事業の進捗状況を確認し、着実な進捗を図るとともに、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

[2]具体的事業の内容

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|----------------------------------|------|--|------------------------|------------|
| 事業名 4-1 小幡・清住地区 整備事業 内容 | 宇都宮市 | 本事業は、本市交通ネットワークの骨格となる都心環状線を始めとする都市計画道路整備と併せて、地域の防災性確保、バリアフリー化、 | 土地区画整理事業 まちづくり交付金（住 | |

| | | | | |
|--|--------------------|---|--------------------------------------|--|
| <u>土地区画整理事業など</u> 面積： 約 16.9ha <u>実施時期</u> 平成 21 年度から平成 38 年度 | | 都心居住の促進など、中心市街地活性化のための住環境整備を行うものである。 住環境の整備により、便利で住んでみたいまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 宅市街地総合整備事業（緊急防災空地整備事業） 都市環境改善支援事業 | |
| <u>事業名 4-2</u> 都心部道路景観整備事業(市道 2 号線) <u>内容</u> 電線地中化等 <u>実施時期</u> 平成 17 年度から平成 22 年度 | 宇都宮市 | 本事業は、リーディングエリアから回遊できる道路環境を創出するため、バリアフリー化や道路景観整備など、安全で安心できる潤いのある道路を整備するものである。 潤いのある道路を整備することにより、様々な人々が行き交うまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | まちづくり交付金 | |
| <u>事業名 4-3</u> 都心部道路景観整備事業(市道 3 号線(ユニオン通り)) <u>内容</u> 電線地中化等 <u>実施時期</u> 平成 21 年度から平成 26 年度 | 宇都宮市 | 本事業は、都心部を楽しく回遊できる道路環境を創出するため、バリアフリー化や道路景観整備など、ゆとりある道路空間の確保に努め、安全で安心できる潤いのある道路を整備するものである。 潤いのある道路を整備することにより、様々な人々が行き交うまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | まちづくり交付金 | |
| <u>事業名 4-4</u> 宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業 <u>内容</u> 整備施設：共同住宅・店舗・事務所・駐車場及び拠点広場 | 宇都宮馬場通り西地区市街地再開発組合 | 本事業は、都心居住を促進する住居機能を中心とした複合施設を整備するとともに、拠点広場を創出するものである。 様々な生活支援機能の集積により、便利で住んでみたいまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 市街地再開発事業 | |

| | | | | |
|---|-----------------------|--|----------|---------------|
| 面積： 約 0.43ha <u>実施時期</u> 平成 17 年度から平成 23 年度 | | | | |
| <u>事業名 4-5</u> 宇都宮駅西口第四 B 地区市街地再開発事業 <u>内容</u> 整備施設：ホテル・住宅・店舗・駐車場 面積：約 0.3ha <u>実施時期</u> 平成 19 年度から平成 22 年度 | 宇都宮駅西口第四 B 地区市街地再開発組合 | <p>本事業は、JR宇都宮駅西口の拠点性のさらなる向上と都心居住を促進するため、都市型住宅と宿泊施設を併設した複合施設を整備するものである。</p> <p>様々な生活支援機能の集積により、便利で住んでみたいまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | 市街地再開発事業 | |
| <u>事業名 4-6</u> 宇都宮駅東口地区整備事業 <u>内容</u> JR宇都宮駅東口における未利用地暫定利用、広域交流施設や産業観光情報施設、交流広場等の整備検討 <u>実施時期</u> 平成 21 年度から平成 26 年度 | 宇都宮市、民間事業者 | <p>本事業は、ネットワーク型コンパクトシティにおける都市拠点にふさわしい、魅力ある都市環境の形成に向けて、交通結節機能の強化や駅前の景観づくり、さらには広域交流機能など、高次な都市機能の集積を図るものである。</p> <p>地域経済への波及効果やシティセールス効果の高いコンベンション開催に対応した施設、観光資源や地域産業の理解促進、PRを行う情報発信施設、まちの賑わいを創出する広場空間、商業や業務等の民間施設を整備することにより、新たな交流拠点等の整備による回遊性の向上を推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | | 都市再生整備計画に計上予定 |
| <u>事業名 4-7</u> 釜川プロムナード | 「釜川プロムナー | 本事業は、市民の憩いの場であり、中心市街地を流れる一級河川「釜川」 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p><u>事業名</u> 「花」を基にした植栽整備</p> <p><u>内容</u></p> <p>ド整備協議会」を母体とした新組織、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構</p> <p><u>実施時期</u></p> <p>平成 22 年度から平成 26 年度</p> | <p>ド整備協議会」を母体とした新組織、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構</p> <p>について、四季を通じて多くの市民が散策できるよう、市民の手で再生を図るものであり、「花」をテーマに、各ゾーンの特徴を活かした連続性のある植栽について、提案、実施するものである。</p> <p>中心市街地内の水と緑を活かし、潤いが感じられる空間を形成するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | | |
| <p><u>事業名 4-8</u> 魅力ある景観づくり事業</p> <p><u>内容</u></p> <p>修景費用に対する補助</p> <p><u>実施時期</u></p> <p>平成 21 年度から平成 26 年度</p> | <p>宇都宮市</p> <p>本事業は、都市の風格と観光の振興、さらには市民や来訪者の快適性を高めるために、景観法の制度等を積極的に活用し、市民、事業者、行政が一体となって、「宇都宮」ならではの景観づくりを推進するものである。</p> <p>「景観形成重点地区」や「景観形成推進地区」の指定により、建築物の意匠・色彩を規制・誘導とともに、「景観形成重点地区」における建築物等の修景費用の一部補助や地域のシンボルとなる建造物や樹木の保全により、中心市街地ならではの「資源」を活かした都市の顔・景観を形成するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | | |

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]都市福利施設の整備の必要性

(1)現状分析

本市の中心市街地には、市役所、県庁（合同庁舎）等の行政機関、宇都宮共和国大学や宇都宮メディア・アーツ専門学校、栃木県総合文化センター等の教育文化施設、宇都宮記念病院や宇都宮中央病院等の医療施設、宇都宮市総合福祉センター等の社会福祉施設が立地している。さらに、市民の憩いと安らぎの空間となる、宇都宮城址公園や釜川プロムナード、オリオンスクエア、バンバひろば等が整備されており、多様な都市機能の集積が図られつつある。

(2)都市福利施設の整備の必要性

市民が中心市街地に求める機能として最も多く挙げている「文化・生涯学習施設」を始めとして、今後も、多様な都市機能の集積を推進するとともに、老朽化した施設の利便性向上を図る必要がある。

このため、中心市街地の生涯学習の拠点であり、地域防災計画で避難所にも指定されている中央生涯学習センターについて、施設改修と併せて、地域教育や市民交流を推進する都市福利施設を整備する。

また、中心市街地における文化振興を図るため、歴史・文化財を活用したまちづくりや妖精によるまちづくりを進める。

(3)フォローアップ

毎年度、事業の進捗状況を確認し、着実な進捗を図るとともに、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

[2]具体的事業の内容

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|---------------|--------|
| <u>事業名 5-1</u> 中央生涯学習センター改修事業 <u>内容</u> 「多世代交流拠点」の形成 <u>実施時期</u> 平成 22 年度から平成 26 年度 | 宇都宮市 | 本事業は、地域防災計画で避難所に指定されている中央生涯学習センターについて耐震補強を図るとともに、地域の人材育成や市民講座等を開催する（仮称）地域教育推進センター及び市民図書館やベビールーム、ギャラリー等からなる（仮称）市民交流センターを整備するものである。 人々がふれあう機会を創出し、良 | まちづくり交付金 | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | 好なコミュニティ形成を支援することにより、人々の活気や街の賑わいを創出するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
| <u>事業名 5-2</u> 歴史・文化財活用ネットワーク事業 <u>内容</u> 本市の通史・文化財等の関連情報を概観できる中核機能の整備 <u>実施時期</u> 平成 21 年度から平成 26 年度 | 宇都宮市 | <p>本事業は、本市の歴史・文化財に関する情報提供システムの一元化を図り、市民を始め来訪者に文化財等に関する情報を提供し、人・もの・情報のネットワークを構築するものである。</p> <p>中心市街地における具体的な事業展開として、宇都宮文化財ボランティア協議会と連携を図り、宇都宮城址公園を拠点として中心市街地の歴史的資源の案内により回遊性を創出している。</p> <p>また、文化財情報を提供することにより、多種多様な市民文化活動を支援し、市民の創造性と感性を高める環境を構築するものである。</p> | | |
| <u>事業名 5-3</u> 中心市街地における文化振興事業 <u>内容</u> 表参道スクエアにおける芸術と文化の情報発信拠点整備 <u>実施時期</u> 平成 22 年度から平成 26 年度 | 宇都宮市、(財) うつのみや文化創造財団、 NHK 文化センター | <p>本事業は、表参道スクエアにおいて「サテライト美術館の開設」、「妖精によるまちづくり推進事業」を開催、展開するものである。また、「NHK文化センター」の移転とともに、これらの芸術・文化を発信する事業を展開することで、人々が中心市街地に集い、中心市街地の賑わいの創出に寄与する事業である。</p> <p>・ <u>サテライト美術館の開設</u> 宇都宮美術館所蔵作品を、宇都宮市民プラザ内の市民ギャラリーに展示・公開するものである。</p> <p>・ <u>妖精によるまちづくり推進事業</u> 本市出身者で妖精学研究者の井村君江氏から寄贈された資料を活用して、「妖精のまち」宇都宮の情</p> | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>報発信を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>NHK文化センター移転</u> JR宇都宮駅利用者だけではなく、東武宇都宮駅利用者や周辺マ ンション住民を対象として、絵画 や外国語といった生涯学習教室を 開催するものである。 | | |
|--|--|--|--|--|

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

本市は、平成 19 年 3 月に北関東で唯一の 50 万都市となり、市全域の人口が増加する中、中心市街地の居住人口は年々減少を続けている。また、核家族化や単身世帯の増加、高齢化が進んでおり、中心部に位置する大通り沿道や二荒山神社周辺では、高齢化率が 40% を超えている地区もある。

このような中、若年夫婦世帯に対する家賃補助等を実施し、特に人口減少が著しい子育て世代の人口増加を図ってきた。さらに、鉄道駅周辺の交通利便性の高い地域において、市街地再開発事業等によるマンションが建設されるなど、中心市街地における住宅供給が進められているが、居住人口の減少は続いている状況にある。

(2) 街なか居住の促進の必要性

居住人口の減少は、まちの賑わいやコミュニティ、防犯機能の低下などをもたらすことから、街なか居住の推進を図る必要がある。

このため、市街地再開発事業等による共同住宅の整備を行い、住宅ストックの増加を図る。また、高齢者や障がい者世帯等への良好な住環境の確保と居住の安定を図るため、地域優良賃貸住宅の供給促進を図る。

(3) フォローアップ

毎年度、事業の進捗状況を確認し、着実な進捗を図るとともに、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他事項 |
|---|------|--|---------------|-------|
| <u>事業名 6-1</u> 若年夫婦世帯 家賃補助 内容 中心市街地内 に転居・転入 する若年夫婦 世帯に対する 家賃の補助 | 宇都宮市 | 本事業は、中心市街地内の民間賃貸住宅に転居・転入する 40 歳未満の夫婦世帯に対し、家賃の一部の補助を実施するものである。 この事業の実施により、子育て世代の人口回復が図られ、コミュニティの再生にも寄与するなど、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | まちづくり交付金 | |

| | | | | |
|---|---------------------|--|----------|--|
| <u>実施時期</u> 平成 17 年度から | | | | |
| <u>事業名 6-2</u> 宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業 (再掲;4-4) <u>内容</u> 整備施設：共同住宅・店舗・事務所・駐車場及び拠点広場 面積： 約 0.43ha <u>実施時期</u> 平成 17 年度から平成 23 年度 | 宇都宮馬場通り西地区市街地再開発組合 | <p>本事業は、都心居住を促進する住居機能を中心とした複合施設を整備するとともに、拠点広場を創出するものである。</p> <p>様々な生活支援機能の集積により、便利で住んでみたいまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | 市街地再開発事業 | |
| <u>事業名 6-3</u> 宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業(再掲;4-5) <u>内容</u> 整備施設：ホテル・住宅・店舗・駐車場 面積：約 0.3ha <u>実施時期</u> 平成 19 年度から平成 22 年度 | 宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発組合 | <p>本事業は、JR宇都宮駅西口の拠点性のさらなる向上と都心居住を促進するため、都市型住宅と宿泊施設を併設した複合施設を整備するものである。</p> <p>様々な生活支援機能の集積により、便利で住んでみたいまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | 市街地再開発事業 | |
| <u>事業名 6-4</u> 地域優良賃貸住宅建設費上乗せ補助 <u>内容</u> | 宇都宮市 | <p>本事業は、地域優良賃貸住宅の整備にあたり、「住戸専用面積1m²あたり1万円」の補助を行うものである。</p> <p>中心市街地へ新規建設する地域優良賃貸住宅に対し、建設費の上乗せ</p> | 地域住宅交付金 | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 地域優良賃貸住宅に対する建設費の上乗せ補助 <u>実施時期</u> 平成 9 年度から平成 26 年度 | | 補助を実施することにより、良質な住宅ストックの確保を図り、もって中心市街地の居住促進に寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
|---|--|--|--|--|

7. 中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1]商業の活性化の必要性

(1)現状分析

本市の中心市街地は、古くから栃木県の商業の中心地として栄え、昭和45年頃には、6つの百貨店が林立する全国有数の商業集積地となった。しかし、バブル経済の崩壊や経営不振などにより、百貨店の撤退や郊外移転が進んだ。

このような中、空き店舗となった大型商業施設への出店要件を簡素化する構造改革特区「宇都宮にぎわい特区」を創設し、平成15年にラパーク長崎屋を西武百貨店跡地に、平成17年にララスクエア宇都宮を旧ロビンソン跡地にそれぞれ誘致を行った。また、空き店舗に対する出店促進を推進するなどして、商業の活性化に取り組んできた。

しかし、景気低迷や中心市街地の人口減少等の影響から、中心商店街の空き店舗数が100件前後で推移し慢性的に存在するなど、中心市街地の商業集積の低下と空洞化が進み、小売業の事業所数や従業者数、売場面積、商品販売額は減少を続けており、商業の衰退に歯止めが掛からない状況にある。

(2)商業の活性化の必要性

中心市街地における商店街等が、消費者や市民のニーズに応えた利便性やアメニティ機能の向上を図るために、まちにマッチした適切な店舗構成や店舗配置を行うとともに、事業展開を支える商業基盤施設の整備に取り組む必要がある。

このため、中心商店街の活性化を図るため、空き店舗への出店促進や魅力ある商店街の形成、販売促進に係わるイベント支援等に取り組む。

本市最大の商店街であるオリオン通りにおいては、オリオンスクエアにおけるイベントとともに、商店街の活性化事業、大型映像装置を活用した情報提供、宮カフェの運営、おもてなし休憩施設の設置などを実施することにより、集客拠点として賑わいの創出に取り組む。

また、ユニオン通りにおいては、集客力の向上を図るため、商業機能の更新を行う。

(3)フォローアップ

毎年度、事業の進捗状況を確認し、着実な進捗を図るとともに、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

[2]具体的な事業等の内容

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他事項 |
|-------------------|----------|---------------------------------|---------------|-------|
| 事業名 7-1 オリオン通り | オリオン通り商店 | 本事業は、オリオン通り商店街において、集客のための機能更新やイ | | |

| | | | | |
|---|------------------|--|-----------------|--|
| <p><u>商店街振興組合未来創生事業</u></p> <p><u>内容</u></p> <p>オリオン通り商店街の機能強化と競争力向上を図る事業</p> <p><u>実施時期</u></p> <p>平成 22 年度から平成 23 年度</p> | <p>街 振 興 組 合</p> | <p>ベントを開催するとともに、周辺商店街等で構成する宇都宮中心商店街 T-O-B-U活性化委員会と連携したナイトバザール等の開催、地元大学と連携した空き店舗活用等による「文化芸術による街づくり（アートタウン構想）」や大型百貨店と連携したテナントリーシング等に取り組むものである。また、上記による効果を高め、商店街の魅力をさらに向上するため、アーケードの大規模改修を行うものである。</p> <p>様々な顔を持つ商業地の構築を図るものであり、中心市街地における商業の活性化に必要な事業である。</p> | | |
| <p><u>事業名 7-2</u></p> <p>大型映像装置を活用した賑わい創出事業</p> <p><u>内容</u></p> <p>大型映像装置の設置・運営</p> <p><u>実施時期</u></p> <p>平成 22 年度から平成 26 年度</p> | <p>宇都宮市</p> | <p>本事業は、本市の交流拠点であるオリオン市民広場（オリオンスクエア）において、行政のブランド情報や商店街等の情報の発信、本市をホームタウンとするプロスポーツチームのパブリックビューイングを行う大型映像装置を設置・運営するものである。</p> <p>これらは、情報発信の中心として多くの情報に触れることができる環境を整備することにより、まちの回遊性の向上や賑わいの創出を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | <p>まちづくり交付金</p> | |
| <p><u>事業名 7-3</u></p> <p>おもてなし休憩施設設置事業</p> <p><u>内容</u></p> <p>まちなかにおけるベンチ等の休憩施設の</p> | <p>宇都宮市</p> | <p>本事業は、多くの人が行き交うオリオン通りにおいて、ベンチ等の休憩施設を設置するものである。</p> <p>オリオン通りについては、歩行者と自転車の錯綜もみられることから、安全・安心して休息できる空間の構築に向けた、歩行者と自転車の共存に向けた社会実験を実施する。</p> | <p>まちづくり交付金</p> | |

| | | | | |
|---|--|---|----------|--|
| 設置（歩行者・自転車共生社会実験） <u>実施時期</u> 平成 22 年度から平成 24 年度 | | 回遊性を向上する、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
| <u>事業名 7-4</u> 中心商店街活性化支援事業 <u>内容</u> 中心商店街への出店促進や活性化に資するイベント等の補助 <u>実施時期</u> 平成 12 年度から平成 26 年度 | 宇都宮市 | <p>様々な顔を持つ商業地の構築を促進するため、商店街等が実施するイベント開催費用や新規出店者への家賃等の補助といった各種ソフト事業、ファサード整備等の景観整備事業に対する支援を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>・ <u>魅力ある商店街等支援事業</u> 販売促進、賑わいづくりなどの商店街事業を実施した商店街等に対し、経費の一部を補助するものである。</p> <p>・ <u>中心商業地出店等促進事業補助</u> 中心商業地の空き店舗に出店した経営者に対し、商工会議所を通して、内装改造費及び家賃等の一部を補助するものである。</p> <p>・ <u>中心商店街景観整備支援事業</u> 中心商業地で景観整備を行った商店街に対し、建設費の一部を補助するものである。</p> | まちづくり交付金 | |
| <u>事業名 7-5</u> 冬の夜間景観賑わい創出事業 <u>内容</u> まちのイルミネーション・ライトアップ等 | 中心市街地ライトアップ実行委員会、歴史と光のフュージョン・プロジェクト実行委員会 | <p>本事業は、中心市街地ライトアップ実行委員会及び歴史と光のフュージョン・プロジェクト実行委員会が主体となり、商店街沿道や広場拠点等におけるイルミネーションやライトアップ、オリオンスクエアにおける「一晩だけのワイン村」を冬季夜間に開催するものである。</p> <p>中心市街地の拠点広場等の活用に</p> | | |

| | | | | |
|--|-----------------------------------|---|--|--|
| <u>実施時期</u> 平成 19 年度から平成 26 年度 | 員会, 宇都宮まちづくり推進機構, 宇都宮商工会議所, 商店街など | より, 中心市街地に多くの人が集う環境を整備するものであり, 中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
| <u>事業名 7-6</u> 「宮カフェ」 <u>運営事業内容</u> 宮カフェの運営 <u>実施時期</u> 平成 23 年度から平成 25 年度 | 宇都宮市, 商工会議所 | <p>本事業は, 都市全体の価値の向上とともに, 確実にその価値を認識してもらうための積極的な情報発信に資する「宮カフェの運営」を実施するものである。</p> <p>地域資源を活かした都市の顔・景観や快適な生活空間を形成するものであり, 中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 平成 21 年度～ | |
| <u>事業名 7-7</u> 商店街活力再生（空き店舗活用型）事業 <u>内容</u> ユニオン通り商店街の空き店舗活用 <u>実施時期</u> 平成 21 年度から平成 26 年度 | 栃木県, Team BBQ | 本事業は, ユニオン通りの空き店舗を活用した情報発信拠点「ユニオンスタジオ」の運営やフリーペーパーの発行等を行うものである。若者の視点による活性化事業として特色のある事業であり, 中心市街地活性化に必要な事業である。 | ふるさと雇用再生特別基金事業 | |
| <u>事業名 7-8</u> ユニオン通り商店街商業活性化事業 <u>内容</u> ユニオン通り「ほっと！ステーション」運営事業等 | ユニオン通り商店街振興組合 | <p>本事業は, ユニオン通り商店街において, 街路整備を行うとともに, 街並みルールづくりや商店街の休憩・情報発信スペースである「ほっと！ステーション」の運営を行うものである。</p> <p>また, 「食」を中心とした新たな回遊・交流拠点整備の検討も行うものであり, 様々な人々が行き交うまち</p> | | |

| | | | | |
|---|-----------------------|---|-----------------|--|
| <u>実施時期</u> 平成 22 年度から平成 26 年度 | | づくりを推進し、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
| <u>事業名 7-9</u> 宇都宮ブランド戦略推進事業 <u>内容</u> 宇都宮のブランドメッセージ発信等 <u>実施時期</u> 平成 21 年度から平成 25 年度 | 宇都宮市、 都市ブランド推進協議会等 | <p>本事業は、都市全体の価値の向上とともに、確実にその価値を認識してもらうための積極的な情報発信を行う事業である。「住めば愉快だ宇都宮」のキャッチフレーズのもと、「商店街へのブランドメッセージフラッギング掲揚」やイベント開催等各種取組を包括的かつ戦略的に実施するものである。</p> <p>中心市街地を情報発信拠点とし、地域資源を活かした都市の顔・景観や快適な生活空間を形成するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | | |
| <u>事業名 7-10</u> 池上通り街路景觀整備事業 <u>内容</u> 池上通りの街路景觀及びファサード整備 <u>実施時期</u> 平成 21 年度から平成 22 年度 | 栃木県、池上通り商店街振興組合 | <p>本事業は、池上通りにおいて、県都のメインストリートにふさわしい景觀を有し、安全で快適な歩行空間の確保を主眼とした新たな街路景觀整備とともに、店舗の統一的なファサード整備を行うものである。</p> <p>地域資源を活かした都市の顔・景観や快適な生活空間を形成するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | 「わがまち自慢」推進事業（県） | |
| <u>事業名 7-11</u> 公衆無線 LAN システム構築事業 <u>内容</u> W E B 利用可能な公衆無線 LAN の整備・運用 <u>実施時期</u> | 宇都宮を中心商店街活性化委員会 | <p>本事業は、中心市街地の各拠点において、自由にW E B利用ができる環境を整備し、観光やビジネスによる来街者に対して、商店街や観光等の情報を提供するものである。</p> <p>情報発信の中心として、多くの情報に触れることができる環境を整備するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | | |

| | | | | |
|--|-------------------------------------|---|--|--|
| 平成 20 年度から平成 26 年度 | | | | |
| <u>事業名 7-12</u> 中心商店街・バス事業者連携事業 <u>内容</u> バス利用者限定クーポン券配布やバス車内広告の掲載 <u>実施時期</u> 平成 22 年度から平成 26 年度 | 中心商店街, バス事業者, 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構 | <p>本事業は、バス利用者に中心市街地の商業店舗で利用できるクーポン券を配布するとともに、中心市街地で実施するイベント等の広告をバス車内に掲載することにより、公共交通の利用促進と中心商店街の活性化を図るものである。</p> <p>中心市街地へ多くの人が多様な交通手段によりアクセスできる環境を整備するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | | |
| <u>事業名 7-13</u> 旧公益質屋活用事業 <u>内容</u> 未利用となっていた大谷石蔵の再活用 <u>実施時期</u> 平成 22 年度から平成 26 年度 | 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構, 民間事業者 | <p>本事業は、かつて公益質屋として利用し、未利用物件となっている大谷石蔵を、飲食物販の拠点として整備するものである。</p> <p>宇都宮特産の大谷石の活用により、市民に愛着のある拠点として整備がなされるとともに、新たな回遊拠点が創出されることから、様々な人々が行き交うまちの実現に必要な事業である。</p> | | |

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1)現状分析

本市は、通勤・通学目的の移動の約7割で自動車が利用されており、世帯当たりの年間ガソリン使用量は、都道府県庁所在地47都市で最も多くなっているなど、自動車に対する依存度が極めて高い状況にある。

JR宇都宮駅は、新幹線や宇都宮線、日光線、烏山線が乗り入れる広域交通の要衝であり、乗降客数は平成9年の76,240人をピークに年々減少傾向にあったが、近年は7万人前後で推移している。また、東武宇都宮駅の乗降客数は、昭和63年をピークに一貫して減少している。

路線バスは、JR宇都宮駅西口を中心に放射状に運行されており、系統数は横ばいであるものの、利用者数は一貫して減少を続けており、ピーク時（昭和57年）の約4割にまで落ち込んでいる。また、中心市街地を循環する「きぶな」は、バス運行本数減少の影響もあり、平成16年度の16万人から平成19年度には約13万人にまで落ち込んだ。

自転車については、自転車ネットワークの形成や自転車道の整備、駐輪場の増設等の利用環境向上策を実施してきた。特に、中心市街地の回遊性の向上を目的として平成15年度に導入したレンタサイクルは、利用者数が年々増加しており、平成20年度には28,299人の利用があった。

(2)公共交通機関の利便性増進及び特定事業の推進の必要性

中心市街地において、人の往来を活発化させ、賑わい溢れたまちづくりを進めるためには、公共交通機関による中心市街地へのアクセス性の向上や、中心市街地内の移動利便性の向上が不可欠となる。

このため、本市では『宇都宮都市交通戦略』を策定し、公共交通を中心とした交通ネットワークの構築を目指していることから、公共交通の利用促進を図るモビリティ・マネジメントやバスの利便性向上策に取り組む。

また、「自転車のまち宇都宮」として、駐輪場や自転車道の整備による自転車の利用・活用の促進に取り組むとともに、「ジャパンカップサイクルロードレース」と連携した賑わいの創出やサイクル施設整備による自転車利用の促進を図る。

さらに、市民と一体となったまちづくりを進めるため、市民提案によるまちづくり協働事業や中心市街地縁の回遊事業、安全で快適なまちづくり推進事業、おもてなし運動推進事業を実施する。

(3)フォローアップ

毎年度、事業の進捗状況を確認し、着実な進捗を図るとともに、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じる。

[2]具体的事業の内容

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他 の事項 |
|--|------|---|---|------------|
| <u>事業名 8-1</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>内容</u> 中心市街地へ観光客等の来街者を誘致するためのイベントの開催 <u>実施時期</u> 平 22 年度～平成 26 年度 | 宇都宮市 | 宇都宮餃子祭り、宮まつり、城址まつりなどのイベント等の実施により、観光客等へ中心市街地の魅力発信を行うとともに、回遊性の向上を図る事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
| <u>事業名 8-2</u> ユビキタスタウン推進事業 <u>内容</u> I C T を導入・活用した観光情報の発信 <u>実施時期</u> 平成 21 年度から平成 26 年度 | 宇都宮市 | <p>本事業は、観光情報配信ポータルサイトを構築して、観光・訪問客や他地域の住民に、リアルタイムでの地域の観光情報の提供を行うものである。</p> <p>情報発信の中心として、多くの情報に触れることができる環境を整備することにより、様々な人々が行き交うまちづくりを行うものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | ユビキタスタウン構想 推進事業 (地域 I C T 利活用推進交付金) | |
| <u>事業名 8-3</u> 自転車利用・活用促進事業 <u>内容</u> 駐輪場や自転車道の整備 <u>実施時期</u> 平成 15 年度から平成 26 年度 | 宇都宮市 | <p>本事業は、地球規模での環境問題や市民の健康志向などに対応するため、最も身近な乗り物である自転車を都市内交通の一手段として位置付け、自転車のもつ特性を十分に活かした安全で快適なまちづくりを進めるものである。</p> <p>公共交通・自転車等の環境負荷の少ないモビリティを推奨し、環境に</p> | 地域活力基盤創造交付金 | |

| | | | | |
|---|------|--|-------------|--|
| | | やさしく、回遊性の高い都市を実現することにより、様々な人々が行き交うまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
| <u>事業名 8-4</u> 公共交通利用促進事業 <u>内容</u> モビリティ・マネジメント施策の推進 <u>実施時期</u> 平成 19 年度から平成 24 年度 | 宇都宮市 | <p>本事業は、公共交通の利用を促進するため、公共交通の充実や公共交通ネットワークの整備促進と一体となって、公共交通に関する情報提供等を行うことで、マイカー利用者の意識転換を促していくものである。具体的には、秋のイベント（餃子祭りやミヤ・ジャズイン等）を集約したチラシを配布し、マイカー利用者の意識転換を図るものである。</p> <p>公共交通・自転車等の環境負荷の少ないモビリティを推奨し、環境にやさしく、回遊性の高い都市を実現することにより、様々な人々が行き交うまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | 地域活力基盤創造交付金 | |
| <u>事業名 8-5</u> 「自転車のまち宇都宮」発信事業 <u>内容</u> サイクルロードレースやサイクル施設整備による自転車利用の促進 <u>実施時期</u> 平成 22 年度から平成 26 年度 | 宇都宮市 | <p>本事業は、本市で開催するアジア最高位の自転車ロードレース「ジャパンカップサイクルロードレース」に合わせ、中心市街地において商店街、各種団体、市民等との連携のもと開催するイベント等により、集客と賑いを創出し、自転車利用の促進（自転車の魅力等の情報発信）を図るものである。また、自転車利用者や自転車愛好家のための利便施設として、ロッカーやシャワー、トイレ等を備えたサイクル施設を整備し、「エコ・サイクルシティうつのみや」の情報発信や PR 等を実施するものである。</p> | | |

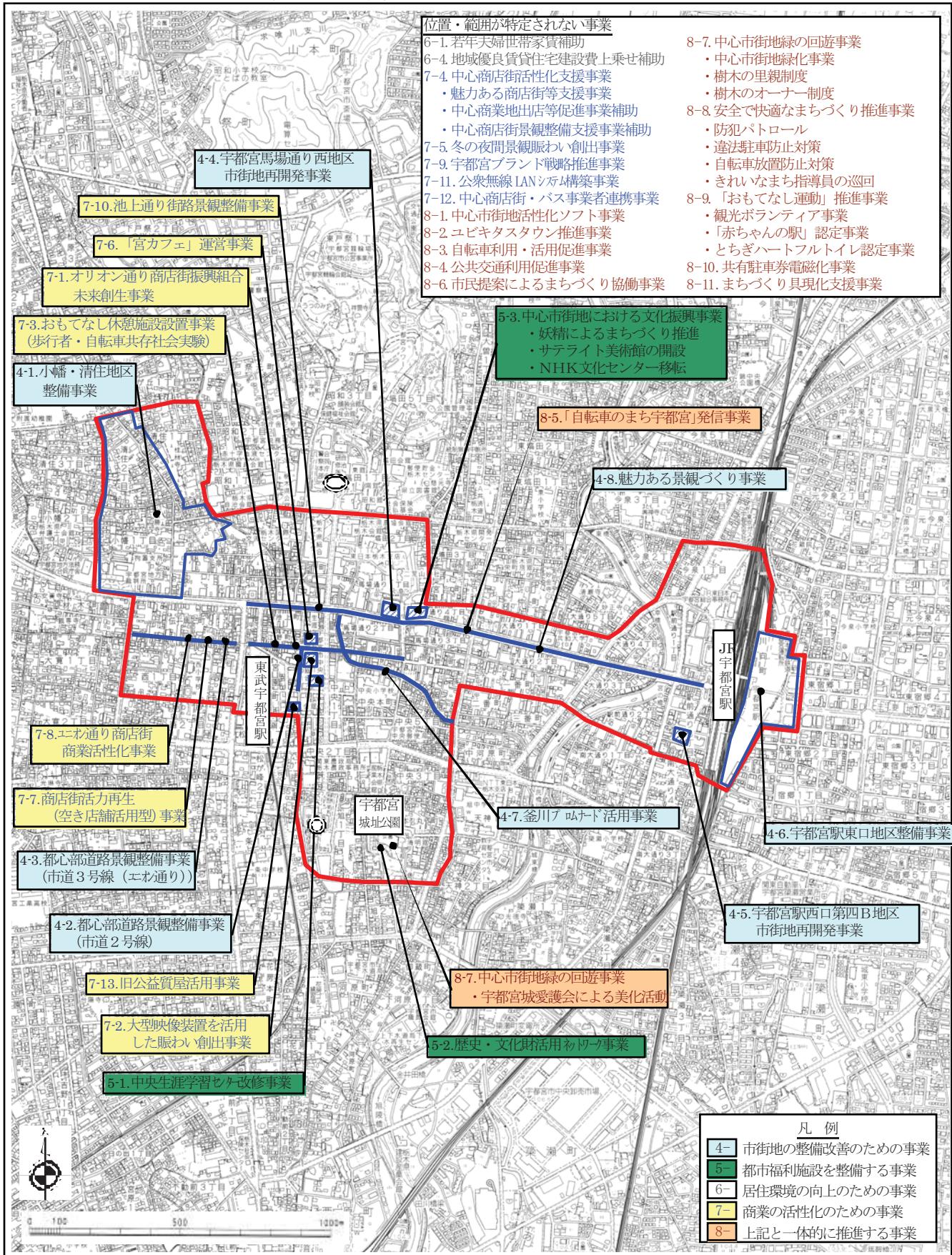
| | | | | |
|---|---|--|--|--|
| | | <p>公共交通・自転車等の環境負荷が少ないモビリティを推奨し、環境にやさしく、回遊性の高い都市を実現することにより、様々な人々が行き交うまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | | |
| <u>事業名 8-6</u> 市民提案によるまちづくり <u>協働事業内容</u> 市民提案による市との協働事業の実施 <u>事業期間</u> 平成 19 年度から平成 26 年度 | 宇都宮市 | <p>本事業は、市民自らが企画した協働事業を募集し、市との協働事業として実施するものである。</p> <p>市民と市がそれぞれの役割を担い合い、互いの特性や能力を發揮しながら、市民と一体となったまちづくりを実施するものであり、多様な主体によるまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | | |
| <u>事業名 8-7</u> 中心市街地緑の回遊事業 <u>内容</u> 中心市街地内の緑化推進等による回遊性の向上 <u>実施時期</u> 平成 21 年度から平成 26 年度 | 宇都宮市、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構、商店会、宇都宮城愛護会、「釜川プロムナード整備協議会」を母体とした新組織など | <p>本事業は、中心市街地内を歩いて楽しめる空間として整備するため、市民等の多様な主体による緑化推進や親水空間の活用に取り組むものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中心市街地緑化事業</u> 街路灯へのハンギングバスケットを設置し、公募ボランティアが植替え作業を実施し、沿道住民（商店会）が設置後の灌水等の管理を担うものである。 ・ <u>樹木の里親制度</u> 公共施設の樹木について簡易な管理作業を行う市民・事業者等を公募し、市が「里親」として認定し、里親が清掃や除草、水やり等の日常的な愛護活動を行うものである。 | | |

| | | | | |
|--|-----------------|---|--|--|
| | | <p>・<u>樹木のオーナー制度</u> 市民・団体等が公共施設の植栽に対して金銭の寄附を行うものである。</p> <p>・<u>宇都宮城愛護会による美化活動</u> 「よみがえれ！宇都宮城」市民の会のボランティア組織である「宇都宮城愛護会」と協働で、毎月第1、第3日曜日の午前8時～午前10時において、宇都宮城址公園内の除草、清掃、花植え等を行うものである。</p> | | |
| <u>事業名 8-8</u> 安全で快適なまちづくり推進事業 <u>内容</u> 市民団体等と連携した防犯パトロール等による、安全で快適な中心市街地づくりの推進 <u>実施時期</u> 平成18年度から平成26年度 | 宇都宮市、自主防犯活動団体など | <p>安全・安心・快適で回遊性の高い中心市街地を実現するため、地域住民主体による防犯パトロールや違法駐車対策等を実施することにより、都市の良好な交通環境と市民の安全な生活環境の確保を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>・<u>防犯パトロール</u> 地域における自主的な防犯活動として、子どもの見守り活動や街頭での防犯パトロールを実施することにより、安全・安心を確保し、犯罪を未然に防止する環境づくりを行うほか、市民の防犯に対する関心を広く喚起するものである。</p> <p>・<u>違法駐車防止対策</u> 中心市街地の違法駐車防止重点地域において、違法駐車を防止し、安全で快適な生活環境の保持を図るものである。</p> <p>・<u>自転車放置防止対策</u> 中心市街地の自転車放置禁止区域において、指導員による指</p> | | |

| | | | | |
|---|----------|---|--|--|
| | | <p>導・啓発活動を実施し、自転車の放置を防止するものである。</p> <p>・ <u>きれいなまち指導員の巡回</u> 「みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」及び「路上喫煙等による被害の防止に関する条例」に基づき、市中心部を「美化推進重点地区」及び「路上喫煙等禁止区域」に定め、きれいなまち指導員が常時巡回するものである。</p> | | |
| <u>事業名 8-9</u> 「おもてなし運動」推進事業 <u>内容</u> 来街者が「また行ってみたい」まちづくりの推進 <u>実施時期</u> 平成18年度から平成26年度 | 宇都宮市、栃木県 | <p>中心市街地に訪れる来街者に「また行ってみたい」と思ってもらえるよう「おもてなし運動」を推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>・ <u>観光ボランティア事業</u> 広く観光客や市民に対して宇都宮の素晴らしさを伝え、「おもてなし」を提供する観光ボランティアの養成講座の実施及び団体活動支援を行うものである。</p> <p>・ <u>「赤ちゃんの駅」認定事業</u> 乳幼児を抱える保護者の外歩きを支援するため、外出中に授乳やおむつ換え等の必要が生じた場合に、気軽に立ち寄れる施設を「赤ちゃんの駅」として認定するものである。</p> <p>・ <u>「とちぎハートフルトイレ認定事業</u> 観光地等におけるトイレの3K（暗い・臭い・汚い）を改善し、観光客に快適なトイレを提供するため、管理の行き届いたトイレを「とちぎハートフルトイレ」として認証して広くPRするものである。</p> | | |

| | | | | |
|--|--------------------|--|--|--|
| <p><u>事業名 8-10</u> 共通駐車券電磁化事業 <u>内容</u> 中心部商店街で発行している共通駐車券の電磁化 <u>実施時期</u> 平成 22 年度</p> | <p>中心商店街連合会</p> | <p>中心部商店街において、買い物客に対して発行している共通駐車券の電磁化を行うものである。 中心商店街へのアクセス性を向上することにより、様々な人々が行き交うまちづくりを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> | | |
| <p><u>事業名 8-11</u> まちづくり具現化支援事業 <u>内容</u> 中心市街地活性化協議会における事業検討 <u>実施時期</u> 平成 22 年度から平成 26 年度</p> | <p>中心市街地活性化協議会</p> | <p>中心市街地活性化協議会において、具体的な活性化事業の事業化検討を行うため、部会制度を採用している。 この部会で具体的な事業内容、実施主体、実施時期が固まったものについては、それぞれの実施主体による事業化を図るものであり、多様な主体によるまちづくりを実践し、中心市街地の活性化に必要なものである。</p> | | |

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

(1)宇都宮市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置

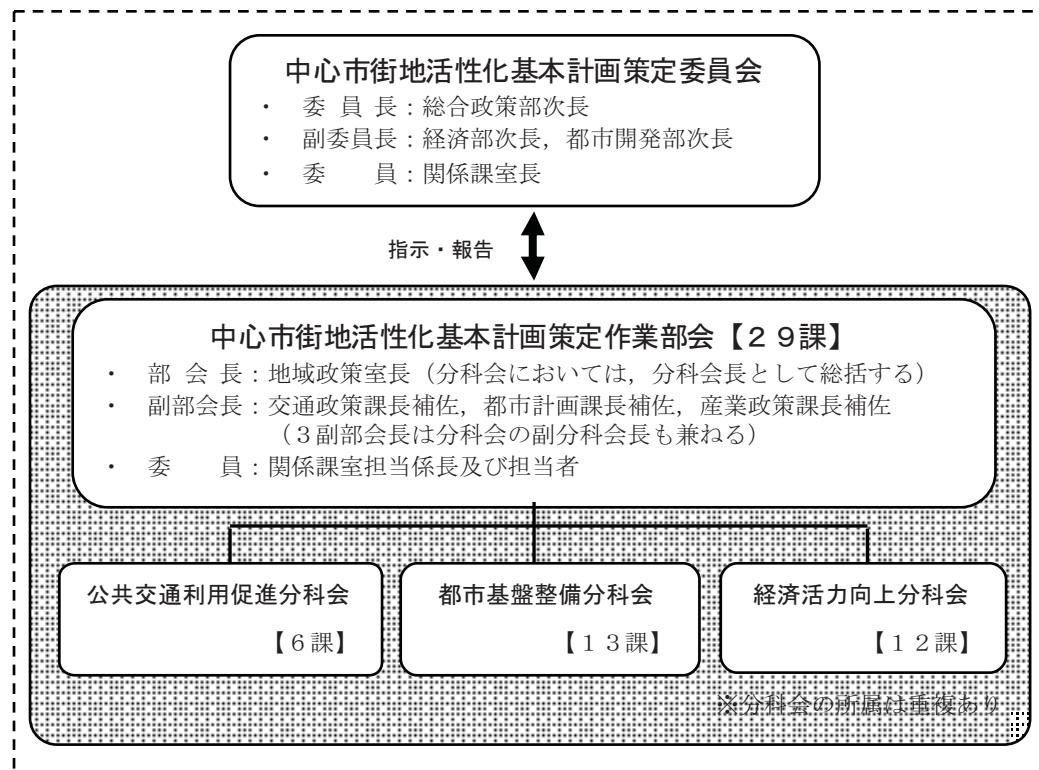
新たな中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、庁内の横断的な検討組織として、29の関係課室からなる「策定委員会」を組織し、基本的な方針、目標や区域設定等の計画策定全体の調整を行った。

計画策定にあたっては、担当係長級で組織する作業部会において、基本的な方針等の決定に資するデータ分析やこれまでの取組の課題整理等を行うとともに、各セクションで担当している計画策定や地元勉強会といった中心市街地の活性化に係る取組の情報交換等を行う場とした。

さらに、円滑な部会運営を図るため、テーマ別に分科会を開催し、現状分析等から導き出された課題の解決に資する、新たな活性化方策の事業化検討等を行った。

なお、基本計画策定の決定や基本計画策定案の承認については、庁内の最高意思決定機関である庁議において決定した。

＝＝＝ 庁内組織図 ＝＝＝



<策定委員会の構成>

| 所属部 | 職名 | 備考 | 部 | 課 | 備考 |
|-------|-------------|------|-------|----------|------|
| 総合政策部 | 次長 | 委員長 | 経済部 | 産業政策課長 | 副部会長 |
| 経済部 | 次長 | 副委員長 | | 商工振興課長 | |
| 都市開発部 | 次長 | 副委員長 | | 観光交流課長 | |
| 行政経営部 | 財政課長 | | | 農業振興課 | |
| 総合政策部 | 政策審議室長 | | 建設部 | 土木管理課長 | |
| | 都市ブランド戦略室 | | | 道路建設課長 | |
| | 地域政策室長 | 部会長 | | 道路維持課長 | |
| | 交通政策課長 | 副部会長 | | 河川課長 | |
| | LRT導入推進室長 | | | 住宅課長 | |
| 自治振興部 | 駅東口整備推進室長 | | 都市開発部 | 都市計画課長 | 副部会長 |
| | 情報政策課長 | | | 都市再開発課長 | |
| 市民生活部 | みんなでまちづくり課長 | | | 建築指導課長 | |
| 保健福祉部 | 保健福祉総務課長 | | | 公園緑地課長 | |
| 子ども部 | 子ども未来課長 | | | 区画整理計画課長 | |
| 環境部 | 環境政策課長 | | 教育委員会 | 教育企画課長 | |
| | | | | 文化課長 | |

<開催状況>

| 開催日 | 会議 | 議題 |
|-------------------|----------------------|--|
| 平成 20 年 11 月 27 日 | 庁議部長会議 | ・新たな「中心市街地活性化基本計画」の策定について |
| 平成 20 年 12 月 2 日 | 第 1 回策定委員会 | ・「基本計画策定委員会設置要綱」について ・「基本計画策定作業部会」の運営体制について ・「基本計画策定方針」（案）について |
| 平成 20 年 12 月 24 日 | 庁議部長会議 | ・「基本計画の策定に向けて（策定方針）」について |
| 平成 21 年 1 月 9 日 | 第 1 回作業部会 | ・分科会の構成員について ・「基本計画の策定に向けて（策定方針）」について |
| 平成 21 年 2 月 13 日 | 第 2 回作業部会 (分科会形式) | ・「中心市街地の活性化に関する基本的な方針」について（データ分析・ニーズ把握・これまでの取組の評価等） |
| 平成 21 年 2 月 27 日 | 第 2 回策定委員会 | ・「中心市街地の活性化に関する基本的な方針」について |
| 平成 21 年 4 月 21 日 | 第 3 回策定委員会 | ・基本計画策定スケジュール等について |
| 平成 21 年 5 月 12 日 | 第 3 回作業部会 (分科会形式) | ・「中心市街地の活性化に関する基本的な方針」について |
| 平成 21 年 6 月 5 日 | 第 4 回作業部会 (分科会形式) | ・基本計画への新規計上事業の検討について ・既存事業について |
| 平成 21 年 8 月 4 日 | 第 4 回策定委員会 | ・「基本計画（素案）」について |
| 平成 21 年 10 月 28 日 | 第 5 回策定委員会 | ・内閣府からの指摘事項について ・「基本計画（案）」について |
| 平成 21 年 11 月 30 日 | 第 6 回策定委員会 | ・「基本計画（案）」について |

(2)民間事業者、地域住民、地権者等を交えた検討の場

①特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構

本市においては、旧基本計画に位置づけられ、中心市街地のまちづくりを推進する中核的組織の役割を担う、「宇都宮まちづくり推進機構」を設立した。

同機構は、公共と民間が一体となり、中心市街地活性化事業の総合的な協議、調整を行い、一定の方向付けをする組織として、また、事業を主体的に推進する組織として、魅力ある中心市街地の形成等を図ることにより、本市の発展に寄与することを目的としている。

これまでに、前述した事業等に取り組んできたが、設立から10年の節目を迎える、財政の健全化や継続的な事業の推進等が求められてきたことから、平成21年9月にNPO法人格を取得し、収益事業の実施等による主体的な活性化事業の展開やプロパー職員の育成による組織体制の強化等が図られることから、今後のまちづくりにおける実施主体としてはもちろん、協議会の中核としての役割も期待されている。

【平成21年9月1日 中心市街地整備推進機構として指定】

<会員>

企業・団体会員：83名 個人会員：61名 計144名 (平成21年5月1日現在)

<役員>

| 職名 | 所 属 |
|------|--|
| 理事長 | 宇都宮共栄大学長 |
| 副理事長 | 株式会社銀行取締役会長、宇都宮市副市長、宇都宮市商店街連盟会長 |
| 常務理事 | 宇都宮商工会議所常務理事 |
| 理事 | パナソニック電工(株)宇都宮営業所長、宇都宮市総合政策部長、(株)コジマ代表取締役、宇都宮商工会議所商業小売部会長、(社)栃木県建築士事務所協会常務理事、トヨタウッドユーホーム(株)代表取締役社長、東武鉄道(株)専務取締役分譲事業本部長、宇都宮まちづくり推進機構事務局長、同総務部会長、同魅力ある都心創造部会長、同まちづくりと交通部会長 |
| 監事 | 藤井産業(株)代表取締役社長、宇都宮商工会議所専務理事 |

②宇都宮市モビリティ・マネジメント実行委員会（平成20年度～平成23年度）

過度に車に依存しない社会への転換に向け、本市における効果的な意識転換策についての検討や公共交通の利便性向上策について検討を行うことを目的として、宇都宮市が設置した委員会である。

また、特定事業を推進するため、「公共交通専門部会」及び「中心市街地専門部会」を置き、公共交通利用転換のための各種施策の検討及び事業の実施を行っている。

○「中心市街地専門部会」の役割

市民が公共交通機関を利用するためには、移動する「目的」が必要であり、そのため他の地域と比べてバス路線が集中し、「公共交通を利用しやすい」中心市街地での利用転換策を講じることが効果的であることから、中心市街地で開催される各種イベントの情報提供や公共交通と連携した利便化策を実施することで、公共交通利用の転換を図っている。
＜実施事業例＞

- ・ 秋の「宇都宮餃子祭り」等イベントチラシのバス車内への掲載
- ・ バス利用者限定クーポンの配布

＜専門部会委員＞

| 所 属 | 役 職 |
|-----------------------|---------------|
| 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構 | 事務局長 |
| 宇都宮商工会議所 | 地域振興部長 |
| 宇都宮観光コンベンション協会 | リーダー |
| 宇都宮餃子来らっせ | 店長 |
| 株式会社宇都宮東武百貨店 | 係長 |
| 株式会社長崎屋宇都宮店 | 部長 |
| 株式会社パルコ宇都宮店 | 課長 |
| 宇都宮市バンバ市民広場管理事務所 | 所長 |
| バンバ中央開発株式会社 | 総務部長 |
| オリオンスクエア | オリオンスクエア運営事業部 |

③JR宇都宮駅西口地区のまちづくり勉強会（平成20年3月～）

平成19年10月に実施した「地権者アンケート調査」が契機となり、将来のまちづくりについて継続的な勉強会の開催や先進地視察、まちづくり情報の発信及び意見交換等を行っている。【地権者・権利者 31名】

④大通り景観づくり推進協議会（平成21年7月～）

大通りの魅力をさらに高め、人々が集い賑わい憩う宇都宮の顔にふさわしいメインストリートとするため、大通り沿道の住民、商店街、事業者及び行政等が一体となって、個性と風格ある景観づくりを推進することを目的に検討組織を設置。

平成20年度は、「大通り景観づくり方針～大通り景観形成ガイドライン～」をまとめ、平成21年度からは、このガイドラインの実現に向けて、組織体制を見直し、景観形成重点地区の指定等の具体的な景観づくりへの取組を進めている。

【大通り景観づくり検討会：沿道の自治会、商店街、再開発組合等の代表者 21名】

【大通り景観づくり推進協議会：沿道各地区の代表者、関係行政機関 16名】

⑤宇都宮ブランド推進協議会（平成 21 年 4 月～）

「100 年先も誇れるまちを、みんなで。」を合言葉に、宇都宮市内外の市民等と宇都宮の魅力を考え、発見し、形作り、発信していく取組を「宇都宮プライド」と名づけ、それを全市一丸となって推進するために設立した。

協議会の委員には、経済・まちづくり団体、有識者、メディア、議会、公募の市民等から 22 名の委員を選出し、各種施策を進めている。

<主な施策>

- ・宇都宮プライド公式ホームページ『宮カフェ』の開設
- ・『プライドカフェ』の実施（ワールドカフェ形式による宇都宮の魅力を語り合う場）
- ・アンテナショップ『宮カフェ』の設置（平成 21 年 11 月 7 日オープン）
- ・ブランド・メッセージ「住めば愉快だ 宇都宮」や宇都宮 PR 映像の作成とこれらを情報発信



（3）市議会における特別委員会

○都市基盤整備調査特別委員会（平成 19 年 7 月～平成 21 年 5 月）

本委員会は「高齢社会・人口減少社会における都市基盤整備」及び「宇都宮駅東口・中心市街地の活性化に向けた都市整備」について、先進地視察を含め、計 10 回にわたる調査研究を重ねた。

«主な提言»

1. 高齢社会・人口減少社会における都市基盤整備
 - ・ ネットワーク型コンパクトシティの形成に向けて
 - ⇒ 中心部における居住エリアの創出
2. 宇都宮駅東口・中心市街地の活性化に向けた都市整備
 - ・ 都市拠点の活性化について
 - ⇒ 市街地再開発事業のあり方、まちなか商店街の活性化、新しいまちと歴史の融合

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 宇都宮市中心市街地活性化協議会設立準備会

本市においては、中心市街地活性化協議会を設立するにあたり、経済活力の向上を担う商工会議所のほか、都市機能の増進を図る、いわゆる「まちづくり会社」の選定が課題であった。

しかしながら、任意団体ではあるものの、これまでの中心市街地のまちづくりの中核を担ってきた「宇都宮まちづくり推進機構」が、引き続き今後のまちづくりの中核として協議会を組織することがふさわしいことから、宇都宮商工会議所とともに、設置者として協議会設立準備会を発足した。

○ 協議会設立準備会開催状況

| 会議 | 議題等 | 備考 |
|---------------------------|---|---|
| 第1回協議会設立準備会 平成21年1月22日 | ・設立準備会の設置目的と協議スケジュールについて ・協議会「設立趣意書」について ・協議会の構成及び組織について | 市が策定した「宇都宮市中心市街地活性化基本計画」の策定に向けて（策定方針）における意見交換を行う。 |
| 第2回協議会設立準備会 平成21年2月18日 | ・協議会規約等について ・協議会の構成について 等 | 準備会後、勉強会の位置づけとして「栃木県まちなか元気会議」（p.116 参照）主催の研修会を開催した。 |
| 第3回協議会設立準備会 平成21年3月24日 | ・協議会規約（案）について ・協議会総会運営規定（案）について ・協議会幹事会規定（案）について ・協議会の構成（案）について ・協議会スケジュール（案）について | 設立総会の開催を決定 |

(2) 宇都宮市中心市街地活性化協議会

本市では、平成21年4月24日に宇都宮商工会議所と宇都宮まちづくり推進機構が中心となり、「宇都宮市中心市街地活性化協議会」を設立した。

しかしながら、設立当初は、宇都宮まちづくり推進機構が法人格を有していなかったため、任意の協議会としての発足だった。

その後、平成21年9月1日に同機構がNPO法人格を取得し、同日、宇都宮市長から中心市街地整備推進機構としての指定を受けたことから、法定の協議会へと移行した。

○ 中心市街地活性化協議会の開催状況

| 会議 | 概要 |
|-----------------------|---|
| 協議会設立総会 平成21年4月24日 | ・設立趣意書について ・基本計画策定方針について ・協議会規約について ・協議会総会運営について ・幹事、会計監事の選任について ・事業計画及び事業予算について |

| | |
|----------------------|--|
| 第1回幹事会 平成21年4月24日 | <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会規定について ・幹事長の選任について ・事業計画について ・基本計画(素案)について |
| 第2回幹事会 平成21年5月29日 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の検討テーマについて ・専門部会のスケジュールについて ・幹事の専門部会所属について |
| 第2回総会 平成21年10月20日 | <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会並びに専門部会調査検討結果について ・基本計画(案)について ・幹事会等の検討結果及び基本計画(案)について |
| 第3回総会 平成22年1月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)について ・意見書骨子(案)について |
| 第4回総会 平成22年3月3日 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画に対する意見書(案)について ・基本計画(案)について ・今後の事業活動について |

※以上のほか、3つの専門部会を設置し、各3回（計9回）の専門部会を開催。民間事業者による事業化を中心に検討。

（3）宇都宮市中心市街地活性化協議会による基本計画(案)に対する意見書

平成22年3月12日に宇都宮市中心市街地活性化基本計画についての意見書が以下のとおり提出されている。



宇都宮市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見

宇都宮市中心市街地活性化基本計画は、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」で国が示している「地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図る」ための具体的施策であり、重要かつ不可欠と考えております。

また、各事業を推進するに当たって、同方針に「国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら自主的かつ自立的に取り組み、社会的、経済的、文化的活動の拠点となる中心市街地を形成することが重要である」と示されている通り、官・公・民が一体となって取り組むことは大きな意味のあるところであります。

本協議会は、宇都宮市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見を取りまとめるため、多様な分野の方々をもって構成し、特に、個別民間事業に関しては専門部会を設置し協議を重ねてまいりました。

以下に示す意見につきましては、宇都宮市中心市街地活性化協議会の総意でありますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針について

中心市街地活性化の課題整理における衰退要因の分析と課題の抽出は、指摘されてい
るところであり、中心市街地の求心力を高めることは賑わいを取り戻すことに他ならな
い。

そのための方策として基本方針で示されている居住機能の強化、歩行空間の整備、地
域資源の一体的活用、多様な主体の協働については、それぞれが重要な事項であること
から、中心市街地活性化の基本方針については望ましいものと思われる。

2 中心市街地の活性化の目標

(1) 宇都宮市の独自性が盛り込まれ、歴史と立地特性に立脚していることは大いに評価
されるところである。

しかしながら、宇都宮市都心部グランドデザインにおいて「センターコア」の整備
方針であった「中核都市にふさわしい商業地の形成」及び「新しい文化創造の場づくり」
に関しては、主に民間が担う事業も多いことから、官・公・民の更なる連携とあ
わせて民間事業に対する具体的支援措置を講じられたい。

(2) 基盤形成戦略で指摘されている「賑わいのベースとなる居住人口の確保」に関して、
民間との協働による「うつのみや暮らし」を展開するとされているが、重要な着想で
あると思われる。

そのためには、単に居住スペースの供給にとどまらず、既存ストックの活用を含め
た新たな施策等も考えられることから、当活性化協議会専門部会で「新たな仕組みづ
くりを含めて引き続き検討していく」との結論となったところである。

宇都宮市におかれても、「うつのみや暮らし」については引き続き具体的な施策を検討
されたい。

3 具体的事業として掲載された事業について

基本計画に盛り込まれた各事業、特に、民間事業については事業推進のための官民に
よる組織づくりや具体的な支援措置等を検討されたい。

4 具体的事業として掲載されなかった事業について

今回検討はしたが、基本計画への計上に至らなかった事業については、拠点形成には
不可欠な事業も考えられることから、今後、可能な限り事業化を図られたい。

また、新たな民間事業については、基本計画の変更等柔軟に措置されたい。

5 総括

宇都宮市中心市街地活性化基本計画（案）は、その中で指摘されているとおり、宇都
宮市都心部グランドデザインで示す第一期（形成期）の総括であり、21世紀にふさわ
しい都心部の骨格構造を完成させる第二期へ移行するために極めて重要な計画と考え
ている。

特に、中心市街地活性化法が意図している官・公・民一体となった事業推進を具体化
させる計画でもあることから、本協議会としても中心市街地活性化の目的実現に向か
て努力していきたい。

(4)宇都宮市中心市街地活性化協議会の規約及び委員

○協議会規約

(設置)

第1条 宇都宮商工会議所及び宇都宮まちづくり推進機構は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、宇都宮市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議等を行い、宇都宮市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

- (1) 宇都宮市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに法第9条に規定する認定基本計画（以下「基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項
- (2) 法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画に関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 宇都宮商工会議所
- (2) 宇都宮まちづくり推進機構
- (3) 宇都宮市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申し出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなったときは、協議会構成員の資格を失うものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
 - (3) 幹事15名以内
 - (4) 会計監事2名
- 2 幹事及び会計監事は、総会において選任する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、宇都宮商工会議所副会頭をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(幹事)

第7条 幹事は、幹事会を構成し、協議会の目的を達成するための調査、検討、調整を行う。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前項に掲げる任期中に役員の変更が生じた場合、当該役員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、総会及び幹事会とする。

- 2 会長は、総会を招集するときは、開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。
- 3 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

(総会)

第10条 総会は、第3条に掲げる各事項を協議するとともに、規約改正及び役員の選出その他会長が必要と認める事項を協議する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会成立のための定足数は、構成員の3分の1以上とする。
総会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 4 総会の議決は、出席委員の過半数の同意を原則とする。ただし、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- 5 総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第11条 幹事会は、第3条に定める事項に関して、会長が必要と認めた事項について、調査、検討、調整等を行う。

- 2 幹事会の構成は、第5条第2項で選任された者及び会長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、宇都宮商工会議所内に置く。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に関する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金、負担金及びその他の収入とする。

(監査)

第15条 会計監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

第17条 会長、副会長、幹事、会計監事その他協議会を構成する者は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定による費用弁償等の額、支払い方法等は、会長が別に定める。

(解散)

第18条 協議会の解散については、総会において半数以上の議決で決める。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって、打ち切り、宇都宮商工会議所がこれを精算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成21年4月24日から施行する。

2 この規約は、平成21年9月1日から施行する。

○協議会委員

| No. | 役 職 | 構成員 | 氏 名 |
|-----|------|-------------------------|---------|
| 1 | 会 長 | 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構 | 須賀 英 之 |
| 2 | 副会長 | 宇都宮商工会議所 | 北 村 光 弘 |
| 3 | 副幹事長 | 宇都宮市商店街連盟 | 柿 沼 賢 |
| 4 | 幹 事 | 宇都宮中心商店街活性化委員会 | 斎 藤 公 則 |
| 5 | 幹 事 | 宇都宮中心市街地 T-O-B-U 活性化委員会 | 松 本 宗 樹 |
| 6 | 幹 事 | 宇都宮市生活学校連絡協議会 | 神 宮 由美子 |
| 7 | 幹 事 | 宇都宮市社会福祉協議会 | 井 澤 清 久 |
| 8 | 幹 事 | 宇都宮大学 | 阪 田 和 哉 |
| 9 | 幹 事 | 宇都宮共和大学 | 山 島 哲 夫 |
| 10 | 幹 事 | 宇都宮市総合政策部 | 刑 部 郁 夫 |
| 11 | 幹 事 | 宇都宮商工会議所まちづくり委員会 | 八 城 光 男 |
| 12 | 幹 事 | 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構 | 安 藤 英 夫 |
| 13 | 幹 事 | 特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構 | 大 岡 幸 雄 |
| 14 | 幹 事 | 宇都宮商工会議所女性部 | 福 田 泰 子 |
| 15 | 幹事長 | 宇都宮商工会議所 | 渡 辺 政 行 |
| 16 | 幹 事 | 宇都宮商工会議所 | 小 林 久 夫 |
| 17 | 監 事 | 株式会社足利銀行 | 宇 梶 明 男 |
| 18 | 監 事 | 宇都宮商工会議所青年部 | 木 内 裕 祐 |
| 19 | | 宇都宮馬場通り西地区市街地再開発組合 | 吉 田 清 一 |
| 20 | | 宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発組合 | 上 野 勝 也 |
| 21 | | 千手・宮島地区市街地再開発準備組合 | 久 我 泰 夫 |
| 22 | | 関東自動車株式会社 | 斎 藤 俊 夫 |
| 23 | | 東日本旅客鉄道株式会社 宇都宮駅 | 中 村 成 一 |
| 24 | | 東武鉄道株式会社 | 福 田 康 人 |
| 25 | | 宇都宮タクシ一事業者協議会 | 保 坂 和 夫 |
| 26 | | 宇都宮市中心商店街連合会 | 福 上 孝 仁 |
| 27 | | 宇都宮地域商業振興協議会 | 佐 瀬 敦 |
| 28 | | 宇都宮オリオン通り商店街振興組合 | 入 江 操 |
| 29 | | オリオン通り曲師町商業協同組合 | 長 谷 川 正 |
| 30 | | 中央地区まちづくり推進協議会 | 大 竹 泰 二 |
| 31 | | 株式会社栃木銀行 | 鷹 箸 一 成 |
| 32 | | 株式会社下野新聞社 | 菊 池 昌 彦 |
| 33 | | 宇都宮商工会議所商業小売部会 | 斎 藤 高 蔵 |
| 34 | | 宇都宮商工会議所環境衛生部会 | 福 田 治 雄 |
| 35 | | 宇都宮商工会議所都市観光委員会 | 檜 山 幸 雄 |
| 36 | | 宇都宮青年会議所 | 檜 山 昌 彦 |
| 37 | | 栃木県土整備部都市計画課 | 熊 倉 雄 一 |
| 38 | | 宇都宮中央警察署 | 菅 原 良 之 |
| 39 | | 宇都宮東警察署 | 原 田 亘 |

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

本基本計画においては、特に、市民ニーズや協議会での検討意見を最大限反映することに配慮した。市民アンケートの結果を商店街と検証した上で事業に取り組んだことや市民アンケートではカバーできなかった若年層に対するヒアリング等を実施し、各世代に対応した将来の中心市街地の姿の意識共有を図った。これは、旧基本計画における未実施事業の原因分析や協働事業推進の観点からの取組であり、かつ、事業の実施からフォローアップまでを一体的に推進するためである。

基本計画計上した事業については、実現可能性や優先順位の高いものを計上しているが、全ての課題解決に資する事業の計上にまでは至っていないことから、今後も、中心市街地活性化協議会との検討を進め、本市のまちづくりに資する事業に取り組んで行くこととする。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

○ 栃木県まちなか元気会議出前研修会（平成 21 年 2 月 18 日）

当会議主催の研修会で、中心市街地活性化推進に関する普及啓発や広報を目的として開催され、当日は本市の商業関係者や他市の行政職員等を含む 82 名が参加した。

＜内 容＞

- ・ 事例発表 「ユニオン通りのまちづくり」
宇都宮ユニオン通り商店街振興組合理事長 上野 晃一 氏
 - ・ 基調講演①「中心市街地活性化～商業の視点から～」
MMD研究所 柏原 基 氏
 - ・ 基調講演②「中心市街地活性化 事業計画・展開上の注意事項～事例を参考しつつ～」
(独)中小企業基盤整備推進機構 中心市街地サポートマネージャー 土肥 建夫 氏
- * 栃木県まちなか元気会議…栃木県が事務局となり、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とし、調査研究や意見交換等を行う組織。県内 17 市町で構成する。

○ 中心市街地活性化ミニシンポジウム in 宇都宮市（平成 22 年 1 月 15 日）

まちづくりに関わる団体や市民、自治体関係者が参加し、宇都宮市の中心市街地活性化についてパネルディスカッションを行った。

＜内 容＞

- ・ 基調講演 「中心市街地活性化の意義と方策」
斎藤 俊幸 (イング総合計画株式会社 代表取締役)
- ・ パネルディスカッション
斎藤 俊幸 (イング総合計画株式会社 代表取締役)
岡地 和男 (宇都宮市総合政策部長)

柿沼 賢（宇都宮市商店街連盟 会長）
佐瀬 敦（株式会社東武宇都宮百貨店 取締役総務部長兼経理担当）
佐々木 今日子（有限会社ユリイカ 代表取締役）
根本 泰昌（ワイスティーネットワーク株式会社 代表取締役社長）

○地元大学との連携

ア. 市内大学との連携事業

本市では、複雑化・多様化する行政課題を解決するにあたり、各種行政課題検討組織の委員をはじめ、共同研究や事業実施等、市内大学の教員や学生等と協力しながら、様々なまちづくりに取り組んでいる。

イ. 大学生によるまちづくり提案

本市では、大学生にまちづくりへの参画機会を提供すること、また、大学生の意見を市政運営に生かすことを目的に、平成17年度から毎年「大学生によるまちづくり提案」を募集している。

平成21年度までに5回実施する中、計59もの貴重な提案をいただきており、その内容は、本市のまちづくりを進めていく上での参考としている。

ウ. とちフェス‘09

中心市街地の活性化のため、学生として何ができるかを自主的に考え、県内の各大学が一同に会して学園祭を行うことで、活性化を図るイベント。

＜主催＞栃木県内の大学（宇都宮大学、白鷗大学、国際医療福祉大学、宇都宮共和大学）、短大及び専門学校の有志で構成する団体「とちがくのわ」。

○協働事業提案制度（平成20年度～）

市が設定するテーマに基づき、市民から協働事業の企画を募集し、提案した市民・団体と市の協働事業として実施する。市民と行政がそれぞれの役割を担い合い、互いの特性や能力を発揮しながら、協働のまちづくりを進めていく事業。

＜実施事例（平成20年度）＞

| | |
|---------------|--|
| プロスポーツチーム応援事業 | ・地域SNSによる応援メッセージの配信 ・チーム応援フラッグのまちなかへの掲出 |
| 落書き決死隊 | ・地元中学生とNPOが一体となってまちなかの落書きを消す作業を実施 |

（3）基本計画案に対する市民意見

基本計画の策定にあたり、市民の意見を広く取り入れるため、「宇都宮市中心市街地活性化基本計画案」におけるパブリックコメントを実施した。

○意見の募集期間：平成22年2月1日（月）から平成22年3月1日（月）

○意見の応募者数・件数：8名 18件

| 項目 | 主な意見 |
|-------------------|---|
| 中心市街地の活性化について | <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の発展は、宇都宮市全体を考えて対応すべき。 ・中心市街地のみを活性化することは反対である。 ・郊外に転出した人々を市街地に呼び戻し、中心市街地を活性化することは難しい。今、市民が住んでいる地域への対策が必要である。 ・国の考えに沿って事業をすると後で後悔すると思う。 |
| 市街地の整備改善について | <ul style="list-style-type: none"> ・釜川を市民が川辺に近寄れる身近な憩いの河川・親水路として位置付け、活用して欲しい。 ・街を生かすためには都市基盤づくりが重要である。 ・二荒山神社から宇都宮城址公園を望めるように景観に配慮して欲しい。 |
| 居住環境の向上について | <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者が中心市街地に住めるように住宅賃貸補助を充実させて欲しい。 |
| 商業の活性化について | <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい商店街となるように商店主自身が努力すべきである。 ・人を呼び込む「おしゃれな街」、楽しい、賑わいのある街とするべき。 ・市場やグルメ店、装飾店など、個性的で魅力ある専門店で構成するコンパクトショッピングモールをつくってはどうか。 ・新たな活力ある人々が中心商業地に出店できるように適正な家賃設定とする必要がある。 ・「餃子のまち」としてPRの強化や餃子を提供する施設を充実させて、県外の人々の集客を図るべき。 ・空き店舗を駐輪場として活用するなど、自転車で気軽に訪れやすい商店街を目指すべき。 |
| 公共交通機関の利便性の増進について | <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地への集客手段として、市民が利用しやすいバスに再生し、市民もバスの積極的な活用を図るべき。 ・都心循環バス「きぶな」を電気バスにする、また、電動連結バスを導入することにより、環境都市として宇都宮の知名度を向上させて、集客を図ってはどうか。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・オリオン通りやユニオン通りを走行する自転車の運転マナーの向上が必要である。 ・車社会との共存を図ることが必要であり、利用しやすい低料金の駐車場を確保すべき。 |

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]都市機能の集積の促進の考え方

(1)第5次宇都宮市総合計画(平成20年3月)

既存の生活基盤や都市基盤の有効活用を基本として、「誰もが暮らしやすい住環境を備え、本市の中枢性・存在感の向上につながる高度な都市機能の受け皿となる中心市街地の形成」を図るとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、「土地利用の適正化」を図ることにより、都市的機能と自然環境が調和する土地利用を目指す。

なお、都市機能の配置にあたっては、中心市街地の活性化や全市的なバランスに配慮しつつ、既に形成されている地域拠点、生活拠点または生活圏など、都市機能の集積している既存の拠点や核などを有効に活用しながら、それぞれの拠点にふさわしい生活や機能、広がりなどを踏まえた「拠点化」を促進する。

こうした土地利用の適正化と拠点化の促進により、都市のコンパクト化（集約化）を図るとともに、拠点間における機能連携・補完、他圏域との広域的連携のための軸を形成・強化するなど、「ネットワーク化」（連携）を促進し、本市の都市の成り立ちを踏まえた、これから的人口規模・構造や都市活動に見合った都市の姿である、「ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）」の形成を目指す。

(2)第2次宇都宮市都市計画マスターplan(策定中)

商業業務機能や行政機能、交流機能をはじめとした諸機能が集積する中心市街地を、広域都市圏の中核となる「都心拠点」として位置付ける。

都心拠点では、複合的で高度な土地利用を促進し、歴史・文化を踏まえた風格と魅力ある空間形成や人と環境に優しい交通環境の整備、多様なニーズに応じた生活環境の形成などにより、広域的に人、もの、情報が集積・交流する本市の顔となるまちづくりを行う。

都心商業業務地は、市街地再開発事業などにより土地の高度利用を図りながら、建物の共同化や商業業務施設と公共施設との一体整備、商業業務機能と調和した都市型の中高層住宅の立地誘導を進めるほか、JR宇都宮駅周辺は、本市の玄関口として、交通結節機能や交流機能を強化する。また、広域的な商業・業務機能を核とした文化、行政、交流など多様な機能の集積促進と、出店促進をはじめとした中心市街地の活性化を図りながら、魅力ある商業地としての形成を図る。さらに、八幡山公園と宇都宮城址公園を核とした風格のある景観や中心商店街を核とした賑わいと活力の感じられる景観形成を図るとともに、市民の交流、活動、憩いの場の整備による回遊性の創出など、本市の顔として魅力的で賑わいのある都市空間を形成する。

[2]都市計画手法の活用

(1)大規模集客施設の立地規制

本市が掲げるネットワーク型コンパクトシティの実現に向け、都市機能の無秩序な拡散を抑制し、都市の既存ストックを有効活用しながら拠点への都市機能の集積を図るため、都市計画制度を活用し都市機能の適正な立地誘導を図る。

(2)景観形成重点地区の指定

本市では、宇都宮独自の景観を保全、活用、創出するため、平成 19 年 6 月に、市全域を対象とした「宇都宮市景観計画」を策定した。景観計画では、市内全域において、一定規模以上の建築物等に対し、色彩等の景観形成に関する規制を行うとともに、「宇都宮を代表する誇れる景観」のある地域においては、地域の特性に応じたきめ細かな規制を設ける「景観形成重点地区」の指定を行い、本市の「顔」となる景観の形成を目指している。

中心市街地活性化区域内においては、平成 20 年 10 月に、県都・宇都宮の玄関口として風格ある都市景観を形成するため、宇都宮駅東口地区について、景観形成重点地区的指定を行ったところである。さらに、市のシンボル的な景観を目指して、大通り等において、景観形成重点地区の指定に向けた取組を進めているところである。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 公共公益施設の立地状況

本市の中心市街地には、市役所や県庁（合同庁舎）等の行政機関、宇都宮共和大学や栃木県総合文化センター等の教育文化施設、宇都宮市総合福祉センター等の社会福祉施設が立地している。また、市民の賑わいや憩いの場として、オリオンスクエアや宇都宮城址公園、バシバひろばなどの広場空間が整備されている。

(2) 中心市街地の主要都市機能の現況

本市の中心市街地は、栃木県の政治・経済・文化の中心として発展してきており、上記に示した公共公益施設をはじめとして、宇都宮記念病院や宇都宮中央病院等の医療施設、オリオン通りやユニオン通り等の中心商店街など、商業や業務、居住などの都市機能が集積している。

なお、各施設等の郊外への移転については、現在のところ予定はない。

(3) 大規模小売店舗の立地状況

本市の中心市街地においては、平成初期には10店舗の大型店舗が立地する一大商業地となっていたが、バブル経済の崩壊や郊外移転などにより、大型商業施設の閉店・撤退が相次いだ。このため、平成15年に構造改革特区「宇都宮にぎわい特区」を指定し、ラパーク長崎屋宇都宮店を西武百貨店跡地に、ララスクエア宇都宮を旧ロビンソン百貨店跡地に誘致するなど、大型商業施設の集積を図ってきた。現在、中心市街地に立地する大型店舗は、東武宇都宮百貨店宇都宮店、ララスクエア宇都宮、ラパーク長崎屋宇都宮店、パルコ宇都宮店及び宇都宮駅ビルパセオの5店舗となっている。

なお、本市における10,000m²を超える大規模集客施設の立地状況は以下のとおりとなっている。

□ 市内の大規模小売店舗（店舗面積10,000m²以上）

| No. | 店舗名 | 店舗面積(m ²) | 開設年月 | 中心市街地 |
|-----|-------------------------|-----------------------|--------|-------|
| 1 | FKDショッピングモール宇都宮インターパーク店 | 54,908 | H15.7 | |
| 2 | ベルモールSC | 42,000 | H16.10 | |
| 3 | 福田屋ショッピングプラザ宇都宮 | 39,180 | H6.10 | |
| 4 | 東武宇都宮百貨店宇都宮店 | 35,749 | S33.6 | ○ |
| 5 | アピタ宇都宮店 | 27,089 | H12.9 | |
| 6 | ララスクエア宇都宮 | 25,898 | H17.4 | ○ |
| 7 | ラパーク長崎屋宇都宮店 | 19,689 | H15.11 | ○ |
| 8 | パルコ宇都宮店 | 14,996 | H9.3 | ○ |
| 9 | カトレアガーデン宇都宮南店 | 12,662 | H16.10 | |
| 10 | 宇都宮スーパーモール | 11,800 | H12.11 | |
| 11 | 宇都宮駅ビルパセオ | 10,724 | S49.11 | ○ |

[4]都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、下記の事業を進めるとともに、これまでに整備してきたストックを有効活用することで、効果的に中心市街地の活性化を図ることとする。

【市街地の整備改善のための事業】

- 4-1. 小幡・清住地区整備事業
- 4-2. 都心部道路景観整備事業（市道2号線）
- 4-3. 都心部道路景観整備事業（市道3号線（エバン通り））
- 4-4. 宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業
- 4-5. 宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業
- 4-6. 宇都宮駅東口地区整備事業
- 4-7. 釜川プロムナード活用事業
- 4-8. 魅力ある景観づくり事業

【都市福利施設を整備する事業】

- 5-1. 中央生涯学習センター改修事業
- 5-2. 歴史・文化財活用ネットワーク事業
- 5-3. 中心市街地における文化振興事業

【居住環境の向上のための事業】

- 6-1. 若年夫婦世帯家賃補助
- 6-2. 宇都宮馬場通り西地区市街地再開発事業（再掲；4-4）
- 6-3. 宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業（再掲；4-5）
- 6-4. 地域優良賃貸住宅建設費上乗せ補助

【商業の活性化のための事業】

- 7-1. オリオン通り商店街振興組合未来創生事業
- 7-2. 大型映像装置を活用した賑わい創出事業
- 7-3. おもてなし休憩施設設置事業
- 7-4. 中心商店街活性化支援事業
- 7-5. 冬の夜間景観賑わい創出事業
- 7-6. 「宮カフェ」運営事業
- 7-7. 商店街活力再生（空き店舗活用型）事業
- 7-8. ユニオン通り商店街商業活性化事業
- 7-9. 宇都宮ブランド戦略推進事業
- 7-10. 池上通り街路景観整備事業
- 7-11. 公衆無線LANシステム構築事業
- 7-12. 中心商店街・バス事業者連携事業
- 7-13. 旧公益質屋活用事業

【上記の事業及び措置と一体的に推進する事業】

- 8-1. 中心市街地活性化ソフト事業
- 8-2. ユビキタスタウン推進事業
- 8-3. 自転車利用・活用促進事業
- 8-4. 公共交通利用促進事業
- 8-5. 「自転車のまち宇都宮」発信事業
- 8-6. 市民提案によるまちづくり協働事業
- 8-7. 中心市街地緑の回遊事業
- 8-8. 安全で快適なまちづくり推進事業
- 8-9. 「おもてなし運動」推進事業
- 8-10. 共通駐車券電磁化事業
- 8-11. まちづくり具現化支援事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 長期ビジョンに基づいた継続的取組

○都心部グランドデザインの推進

本市は、おおよそ30年間の長期ビジョンのもと、将来の都市構造として「2核2軸」構想の実現を推進しているところであり、本基本計画において実施する事業は、グランドデザインの第二期（発展期）における戦略プロジェクトとしても位置づける。

この第二期においては、第一期で形成された「都心核（センターコア・JRコア）」や「南北都心軸（歴史軸・シンボルロード）」のさらなる充実・活用を図りつつ、「東西都心軸づくり」や「東西交通基盤の抜本的な改造」を推進することとしている。

これらの取組により、都心部骨格構造の完成をねらいとしていることから、本基本計画に位置づける事業は、将来の都市構造の形成に資する重要な事業となる。

以下、都市構造の形成に欠かせない継続的検討事業について記載する。

i) JR宇都宮駅東口地区の整備

平成20年度に新たな駅前広場の供用を開始したところであるが、拠点施設の整備については、経済不況の影響から事業が停滞している状況にある。しかしながら、当地区における拠点施設整備は広域要衝拠点の形成や「JRコア」の形成はもちろんのこと、県都としての発展にも欠かせない事業である。

なお、平成21年12月には、同月から平成24年度までの期間限定で、未利用地を暫定利用する事業者を決定したところである。

ii) JR宇都宮駅西口周辺地区の整備

当地区において、50万都市の玄関口にふさわしい魅力ある都市空間を創出し、多様で高次な都市機能の集積や利便性の高い交通結節機能を備えた都市拠点のまちづくりを推進しており、平成19年度から勉強会や先進地視察等を行い、整備手法等について議論を深めてきた。平成21年度からはUR都市機構が当地区へのまちづくりに参画したところであり、「JRコア」のさらなる充実・発展に欠かせない事業である。

iii) 大通り景観づくりについて

大通りの魅力をさらに高め、人々が集い賑わい憩う宇都宮の顔にふさわしいメインストリートとするため、大通り沿道の住民、商店街、事業者及び行政等が一体となって、個性と風格ある景観づくりを推進することを目的に検討組織を設置した。

平成20年度は、「大通り景観づくり方針～大通り景観形成ガイドライン～」をまとめ、平成21年度からは、このガイドラインの実現に向けて、組織体制を見直し、景観形成重点地区の指定等の具体的な景観づくりへの取組を進めており、『東西都心軸』の形成に向け欠かせない事業である。

(2)実践的・試験的な活動の内容・結果

①公共交通と商業の連携策

平成20年度に、バス事業者と中心市街地の連携策について検討を行い、バス車内で商店街等の広告を掲載するなど、試験的な取組を行った。公共交通と連携することで「バスに乗るきっかけづくり」「中心市街地へ行くきっかけづくり」を実施することができた。

- ・バス利用者限定クーポンの配布

【平成20年度 12店舗が参加。2ヶ月で224件の利用】

- ・バス車内での商店街等の広告の掲載

②オリオン通り曲師町商店街における放置自転車防止等啓発・指導活動

オリオン通り曲師町商店街においては、以前から学校帰りの高校生や買い物客等による短時間の放置自転車が課題となっていることから、地元と協議した上で、街頭での啓発活動及び指導活動を実施した。

今回の実施において、「放置自転車の禁止」と「駐輪場の利用」の周知については一定の効果があったものの、実施後の効果や商店街として「放置自転車の排除」が「買い物客の排除」につながってしまうなどの課題もあった。

今後は、これらの課題を踏まえ、歩車共存方策を検討するための社会実験を実施する。

③栃木SCパブリックビューイング

平成20年度に、宇都宮商工会議所青年部主催の当事業をオリオンスクエアにおいて開催した。当日は大型映像装置を搭載した専用トラックにより放映し、約500人のファン・サポーターが声援を送った。



今後は、オリオンスクエアに常設の大型映像装置を設置し、定期的にプロスポーツのパブリックビューイングやイベントを開催するとともに、商店街や行政情報発信に加え、様々な用途への活用を図ることで、まちなかにおける賑わいの創出を図る。

[2]都市計画との調和等

(1)第5次宇都宮市総合計画(平成20年3月)(再掲)

既存の生活基盤や都市基盤の有効活用を基本として、「誰もが暮らしやすい住環境を備え、本市の中枢性・存在感の向上につながる高度な都市機能の受け皿となる中心市街地の形成」を図るとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、「土地利用の適正化」を図ることにより、都市的機能と自然環境が調和する土地利用を目指す。

なお、都市機能の配置にあたっては、中心市街地の活性化や全市的なバランスに配慮しつつ、既に形成されている地域拠点、生活拠点または生活圏など、都市機能の集積している既存の拠点や核などを有効に活用しながら、それぞれの拠点にふさわしい生活や機能、広がりなどを踏まえた「拠点化」を促進する。

こうした土地利用の適正化と拠点化の促進により、都市のコンパクト化（集約化）を図るとともに、拠点間における機能連携・補完、他圏域との広域的連携のための軸を形成・強化するなど、「ネットワーク化」（連携）を促進し、本市の都市の成り立ちを踏まえた、これから的人口規模・構造や都市活動に見合った都市の姿である、「ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）」の形成を目指す。

（2）第2次宇都宮市都市計画マスターplan（再掲）

商業業務機能や行政機能、交流機能をはじめとした諸機能が集積する中心市街地を、広域都市圏の中核となる「都心拠点」として位置付ける。

都心拠点では、複合的で高度な土地利用を促進し、歴史・文化を踏まえた風格と魅力ある空間形成や人と環境に優しい交通環境の整備、多様なニーズに応じた生活環境の形成などにより、広域的に人、もの、情報が集積・交流する本市の顔となるまちづくりを行う。

都心商業業務地は、市街地再開発事業などにより土地の高度利用を図りながら、建物の共同化や商業業務施設と公共施設との一体整備、商業業務機能と調和した都市型の中高層住宅の立地誘導を進めるほか、JR宇都宮駅周辺は、本市の玄関口として、交通結節機能や交流機能を強化する。また、広域的な商業・業務機能を核とした文化、行政、交流など多様な機能の集積促進と、出店促進をはじめとした中心市街地の活性化を図りながら、魅力ある商業地としての形成を図る。さらに、八幡山公園と宇都宮城址公園を核とした風格のある景観や中心商店街を核とした賑わいと活力の感じられる景観形成を図るとともに、市民の交流、活動、憩いの場の整備による回遊性の創出など、本市の顔として魅力的で賑わいのある都市空間を形成する。

（3）宇都宮都市交通戦略

「第5次宇都宮市総合計画」及び「(仮称) 第2次宇都宮市都市計画マスターplan」における都市づくりの方針を踏まえ、「ネットワーク型コンパクトシティの実現を支える交通ネットワーク」の実現に向けて、誰もが利用できる環境にやさしい交通ネットワークを目指していく。

特に、中心市街地については、基幹公共交通と幹線・支線公共交通とが連携したネットワークの形成を図りながら、円滑に移動できる循環バスのサービスを提供するとともに、安全で快適な歩行空間やスポット駐輪場、外縁部の駐車場を整備し、徒歩と公共交通による回遊性を高めるために交通ネットワークの連携強化を図っていく。